

平成28年度パッケージ

別表

包括的権限移譲パッケージ

(一覧及び個表)

平成24年1月23日策定
平成24年4月 1日改定 (県組織改正)
平成25年4月 1日改定 (定期見直し)
平成26年6月16日改定 (定期見直し)
平成27年4月24日改定 (定期見直し)
平成28年4月 1日改定 (定期見直し)

パッケージの種類

A型

法定権限移譲事務を、未移譲の市町に移譲を進めるパッケージ

B型

法定権限移譲事務に関連する事務を、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めるパッケージ

C型

その他、権限移譲の効果が高い事務を、未移譲の市町に移譲を進めるパッケージ

包括的権限移譲パッケージ 一覧

平成28年4月1日

番号	分類	法令名	事務の概要	県担当部局	ページ
1	A-1-1	A型 ガス事業法(A型:販売事業者への指導)パッケージ	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災対策部	別1
2	A-1-2	A型 電気用品安全法(A型:販売事業者への指導)パッケージ	電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災対策部	別3
3	A-1-3	A型 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(A型:販売事業者への指導)パッケージ	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災対策部	別5
4	A-4-1	A型 墓地、埋葬等に関する法律(A型:経営許可等)パッケージ	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	健康福祉部	別7
5	A-4-2	A型 社会福祉法(A型:法人定款認可等)パッケージ	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等	健康福祉部	別9
6	A-5-1	A型 家庭用品品質表示法(A型:販売業者への指導)パッケージ	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等	環境生活部	別11
7	A-5-2	A型 消費生活用製品安全法(A型:販売事業者等への指導)パッケージ	特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令	環境生活部	別13
8	A-5-3	A型 社会福祉法(A型:隣保事業の届出受理)パッケージ	第二種社会福祉事業の届出受理等(隣保事業)	環境生活部	別15
9	A-5-4	A型 水道法(A型:専用水道にかかる布設工事の設計確認等)パッケージ	専用水道の布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務	環境生活部	別17
10	A-5-5	A型 水道法(A型:簡易専用水道にかかる指導・命令)パッケージ	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査	環境生活部	別19
11	A-5-6	A型 騒音規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	環境生活部	別21
12	A-5-7	A型 悪臭防止法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	環境生活部	別23
13	A-5-8	A型 振動規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	環境生活部	別25
14	A-5-9	A型 環境基本法(A型:規制地域の類型指定)パッケージ	騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く)	環境生活部	別27
15	A-8-1	A型 工場立地法(A型:特定工場新設等の届出受理等)パッケージ	緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設等の届出受理、変更命令等	雇用経済部	別29
16	A-9-1	A型 土地区画整理法(A型:建築行為の許可等)パッケージ	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	県土整備部	別31
17	A-9-2	A型 都市計画法(都市計画施設等の区域内の建築等の許可)パッケージ	都市計画施設区域及び市街地と開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等	県土整備部	別33
18	A-9-3	A型 公有地の拡大の推進に関する法律(A型:土地の譲渡等)パッケージ	土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等	県土整備部	別35
19	A-9-4	A型 マンションの建替え等の円滑化等に関する法律(A型:建替事業の認可等)パッケージ	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等	県土整備部	別37
20	B-5-1	B型 三重県小規模水道条例(B型:小規模水道にかかる布設工事の設計確認等)パッケージ	三重県小規模水道にかかる布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務	環境生活部	別39
21	B-5-2	B型 三重県生活環境の保全に関する条例(B型:一般粉じんに係る指定施設の設置届出受理等)パッケージ	粉じんに係る指定施設の届出についての審査及び指導等	環境生活部	別41
22	B-6-1	B型 地方自治法(B型:あらたに生じた土地にかかる告示)パッケージ	あらたに生じた土地にかかる事務	地域連携部	別43
23	C-4-1	C型 児童福祉法(C型:小児慢性特定疾病医療にかかる書類の経由等)パッケージ	小児慢性特定疾病医療受給者証交付申請書の受付、受給者証交付事務	健康福祉部	別45
24	C-4-2	C型 難病の患者に対する医療等に関する法律(C型:指定難病医療にかかる書類の経由等)パッケージ	特定医療費(指定難病)受給者証交付申請書の受付、受給者証交付事務	健康福祉部	別47
25	C-4-3	C型 生活保護法(C型:福祉事務所)パッケージ	生活保護の申請受付、開始、訪問調査等にかかる事務	健康福祉部	別49
26	C-4-4	C型 児童福祉法(C型:福祉事務所)パッケージ	助産、母子保護に関する相談、入所決定等にかかる事務	健康福祉部	別53
27	C-4-5	C型 母子及び父子並びに寡婦福祉法(C型:福祉事務所)パッケージ	母子・父子自立支援員にかかる事務	健康福祉部	別55
28	C-4-6	C型 児童扶養手当法(C型:福祉事務所)パッケージ	児童扶養手当の支給にかかる事務	健康福祉部	別57
29	C-4-7	C型 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(C型:福祉事務所)パッケージ	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給にかかる事務	健康福祉部	別59
30	C-4-8	C型 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(C型:福祉事務所)パッケージ	中国残留邦人等に対する生活費等の支給にかかる事務	健康福祉部	別61
31	C-4-9	C型 戦傷病者戦没者遺族等援護法(C型:福祉事務所)パッケージ	戦傷病者戦没者遺族等から国債の特別買い上げをする場合に該当事項の証明にかかる事務	健康福祉部	別65

32	C-4-10	C型	戦傷病者特別援護法(C型:福祉事務所)パッケージ	戦傷病者の補装具の支給及び修理の決定にかかる事務	健康福祉部	別67
33	C-5-1	C型	旅券法(C型:旅券の交付)パッケージ	旅券の発給に関する申請の受理、旅券の交付、還付	環境生活部	別69
34	C-5-2	C型	浄化槽法(C型:設置届出の受理等)パッケージ	浄化槽の設置等の届出受理、指導、命令等	環境生活部	別71
35	C-7-1	C型	農地法(C型:農地転用の許可)パッケージ	農地転用許可、移動の通知、開発行為の許可、監督処分	農林水産部	別73
36	C-7-2	C型	農地法(C型:農地転用の協議)パッケージ	農地転用等の協議	農林水産部	別75
37	C-9-1	C型	都市計画法(C型:開発許可)パッケージ	開発許可にかかる事務	県土整備部	別77
38	C-9-2	C型	景観法(C型:景観行政団体)パッケージ	景観行政事務の処理	県土整備部	別79
39	C-9-3	C型	屋外広告物条例(C型:屋外広告物の許可事務等)パッケージ	屋外広告物の表示にかかる許可事務等	県土整備部	別81

※番号の説明

各番号の左の記号はパッケージの型、中の数字はパッケージ所管の県の担当部局別の割当て数字、右の数字は型別・県担当部局別の通し番号

見直し内容(平成28年度版)

●パッケージ内容の時点修正

番号	分類	法令名	変更内容
全て	全て	全て	様式中段、県内年間件数を平成25年度実績から平成26年度実績に時点修正

●新規パッケージの追加

今回パッケージの追加なし

●その他

- ・ C-7-1「農地法(C型:農地転用の許可)パッケージ」で法改正に伴い、県農業会議の意見聴取に関する規定を削除した。
- ・ C-7-2「農地法(C型:農地転用協議)パッケージ」で法改正に伴い、意見聴取先の規定を農業会議から市町農業委員会に変更した。
- ・ その他、内容の変更にまで及ばない範囲で、記載内容を精査し、修正を行った。

※ C-4-1「児童福祉法(小慢)パッケージ」およびC-4-2「難病の患者に対する医療等に関する法律パッケージ」については、平成26年度に大幅な法改正がなされており、経過措置が終了し、制度が完全移行する平成29年末までの間は、少なくとも移譲を見合わせるものとします。

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-1-1	ガス事業法(A型:販売事業者への指導)パッケージ
-------	-------	--------------------------

(1)基本情報

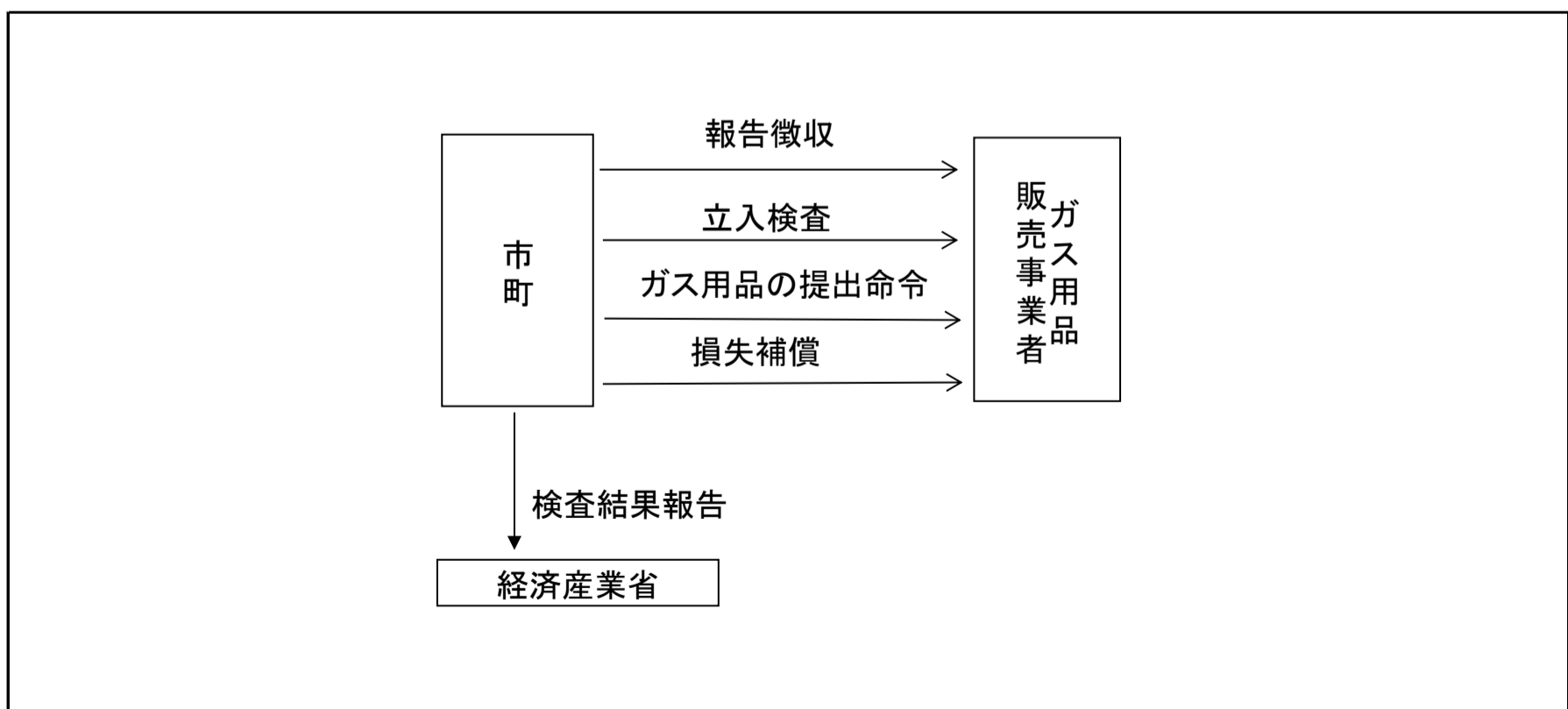
関係法令	ガス事業法	H24.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令			
	(内容) ガス事業法に基づき、ガス用品(都市ガス用の器具のうち、ガス瞬間湯沸器・ガスストーブ等政令で定める4品目)に表示が義務づけられている基準適合証(PSTGマーク)の表示等について、ガス用品の販売事業者に対する報告徴収や、立入検査、ガス用品の提出及びそれらに関連する事務を行う。			
県担当課	県庁	防災対策部 消防・保安課	地域機関	-
		連絡先 059-224-2183		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	地元販売事業者の実情に精通している町が主体的に事務を行うことで、対象事業者に対する指導が迅速かつ的確に行われ、地域住民のさらなる安全の確保につながる。また、町へ権限移譲されることにより、すでに法定移譲事務とされている市と地域での連携が可能となる。			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
ガス事業法	第46条第1項	ガス用品の販売事業者からの報告徴収を行う		
	第47条第1項	ガス用品の販売事業者への立入検査を行う	6	1
	第47条の2第1項	ガス用品の提出命令を行う。		
	第47条の2第2項	提出命令により生じた損失の補償を行う		

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>・立入検査については、随時実施している。</p> <p>・報告聴取、用品の提出命令とこの補償については、これまで県において実績はない。</p> <p>・市への移譲については、消防本部が実施するところがほとんどであり、消防業務は近隣の町と共同処理されている場合が多いため、町が移譲を受ける場合には、町独自で事務を処理するのか、移譲を受けた上で市と共同で事務を処理するのか整理が必要。</p>		

番号・名称	A-1-2	電気用品安全法(A型:販売事業者への指導)パッケージ
-------	-------	----------------------------

(1)基本情報

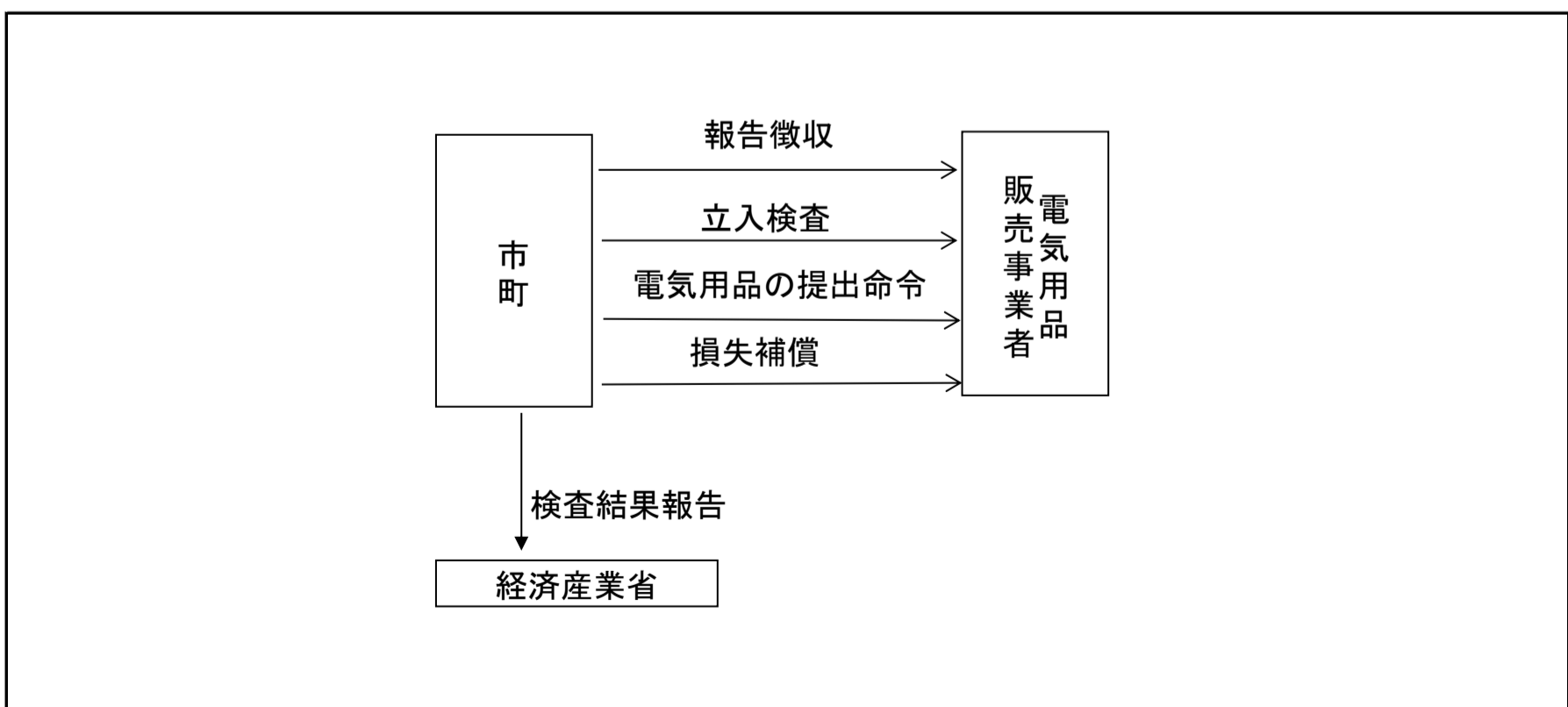
関係法令	電気用品安全法	H24. 4. 1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令			
	(内容) 電気用品安全法に基づき、電気用品(電気温水器、電熱器、電気こたつ、電気が ま等政令で定める約450品目)に表示が義務づけられている基準適合証(PSEマー ク)の表示等について、電気用品の販売事業者に対する報告徴収や、立入検査、電気用品 の提出及びそれらに関連する事務を行う。			
県担当課	県庁	防災対策部 消防・保安課	地域機関	—
	連絡先	059-224-2183		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲
移譲の条件	特になし			
移譲の効果 (メリット)	地元販売事業者の実情に精通している町が主体的に事務を行うことで、対象事業者に対 する指導が迅速かつ的確に行われ、地域住民のさらなる安全の確保につながる。また、町 へ権限移譲されることにより、すでに法定移譲事務とされている市と地域での連携が可能 となる。			

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年 間件数(件)	1件あたりの処 理時間(h)
電気用品安全 法	45条 第1項	電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した 電気用品の販売の事業を除く。以下同じ。)を行う 者の業務に関する報告を徴収する。		
	46条 第1項	電気用品の販売の事業を行う者の事務所等に係る 立入検査又は質問を行う。	21	1
	46条の2 第1項	電気用品の提出の命令を行う。		
	46条の2 第2項	提出命令により事業者等に損失が生じた場合、こ の補償を行う。		

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	経済産業省平成21.04.20商第16号	内容 ・電気用品の販売事業を行う者に対する立入検査実施要領	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>・立入検査については、随時実施している。</p> <p>・報告聴取、用品の提出命令とこの補償については、これまで県において実績はない。</p> <p>・市への移譲については、消防本部が実施するところがほとんどであり、消防業務は近隣の町と共同処理されている場合が多いため、町が移譲を受ける場合には、町独自で事務を処理するのか、移譲を受けた上で市と共同で事務を処理するのか整理が必要。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-1-3	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(A型:販売事業者への指導)パッケージ
-------	-------	---

(1) 基本情報

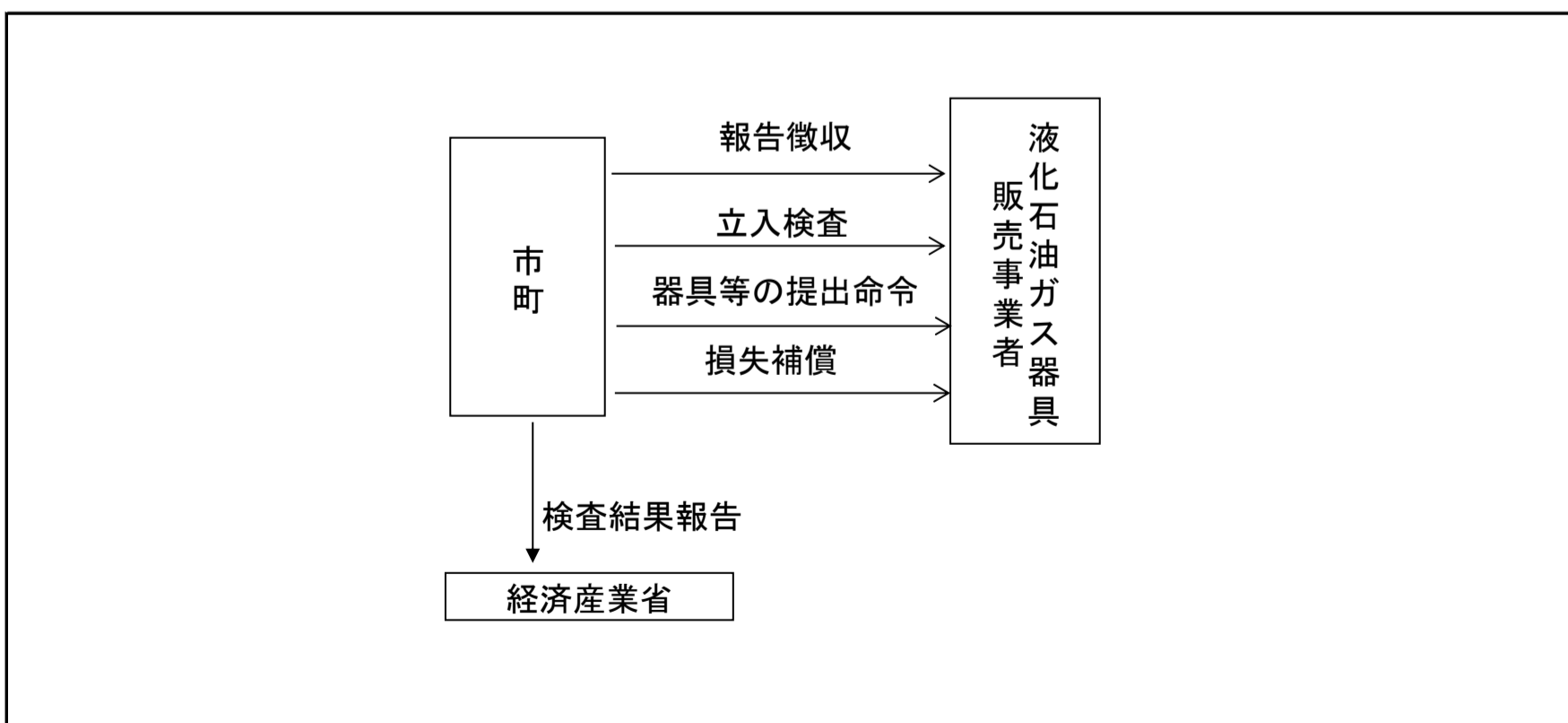
関係法令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	H24. 4. 1法定権限移譲
事務内容	(概要) 液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	
	(内容) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化法に基づき、液化石油ガス用器具のうち、ふろがま、ストーブ等政令で定めものに表示が義務づけられている基準適合証（PSLPマーク）の表示等について、液化石油ガス器具の販売事業者に対する報告徴収や、立入検査、液化石油ガス器具の提出及びそれらに関連する事務を行う。	
県担当課	県庁	防災対策部 消防・保安課
	連絡先	059-224-2183
地域機関	—	
法定移譲先	市	条例等による移譲 移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	特になし	
移譲の効果(メリット)	地元販売事業者の実情に精通している町が主体的に事務を行うことで、対象事業者に対する指導が迅速かつ的確に行われ、地域住民のさらなる安全の確保につながる。また、町への権限移譲が行われることで、すでに法定移譲事務とされている市と地域での連携が可能となる。	

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第82条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者から業務等の状況に関する報告を徴収する。		
	第83条第1項	液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入り、検査又は質問を行う。	14	1
	第83条の2第1項	液化石油ガス器具等の提出命令を行う。		
	第83条の2第2項	提出命令により事業者等に損失が生じた場合、この補償を行う。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査については、随時実施している。 ・報告聴取、用品の提出命令とこの補償については、これまで県において実績はない。 ・市への移譲については、消防本部が実施するところがほとんどであり、消防業務は近隣の町と共同処理されている場合が多いため、町が移譲を受ける場合には、町独自で事務を処理するのか、移譲を受けた上で市と共同で事務を処理するのか整理が必要。 		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-4-1	墓地、埋葬等に関する法律(A型:経営許可等)パッケージ
-------	-------	-----------------------------

(1) 基本情報

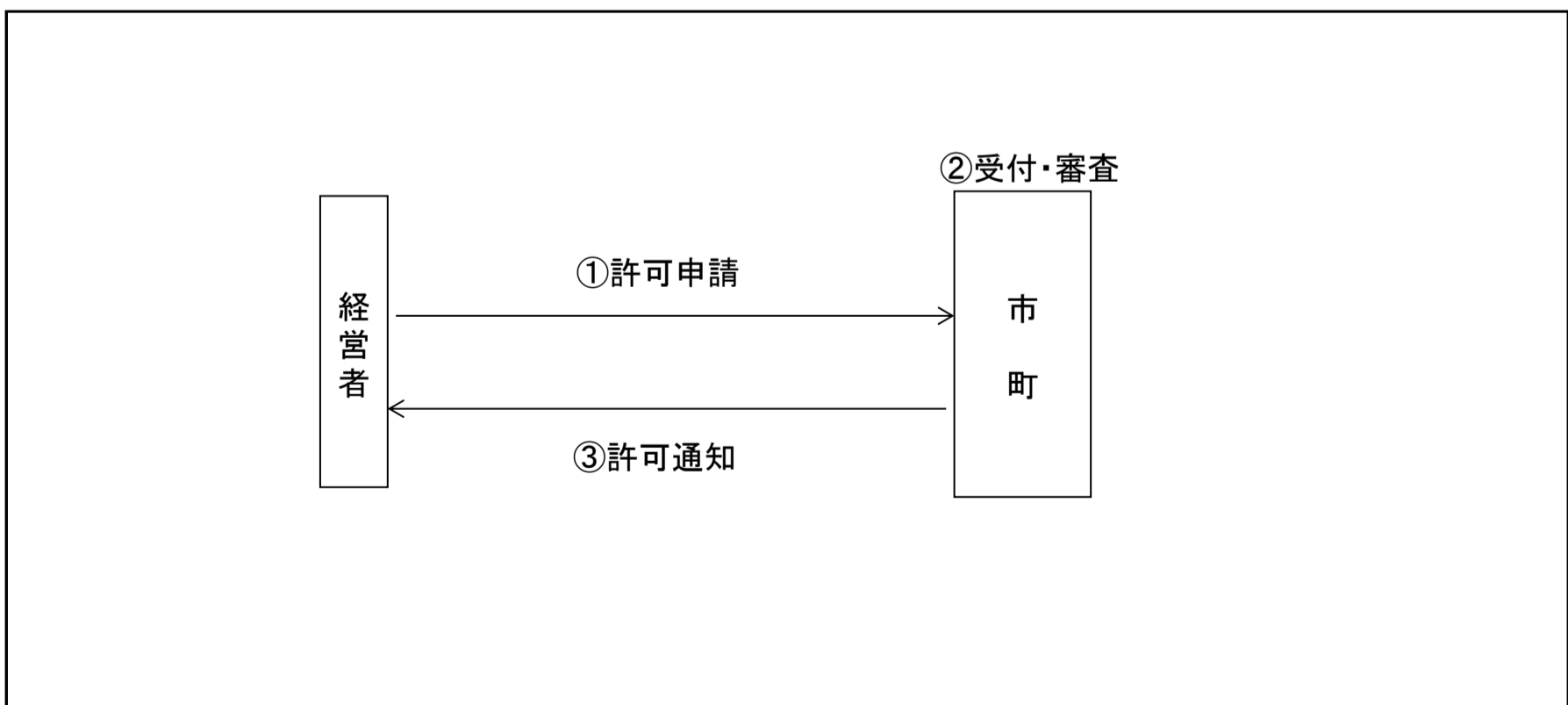
関係法令	墓地、埋葬等に関する法律		H24.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等				
	(内容) 墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者からの経営許可(変更・廃止)の申請を受理し、この許可(受理)を行う。また、必要がある場合、火葬場等への立ち入り検査や墓地等の管理者から必要な報告を求め、施設の改善や使用制限・禁止、許可の取消等を行う。				
県担当課	県庁	健康福祉部	食品安全課	地域機関	各保健所
		連絡先	059-224-2359		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲	
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	事務が県から市町に移譲されることにより、現在、市町に届出られている墓地等の管理者と墓地等の経営者を含めて指導・監督を行うことが可能となる。また、主要な火葬場の設置主体は市町又は一部事務組合であり、移譲を受けると県への許可申請が不要となり事務処理の迅速化が図られる。				

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
墓地、埋葬等に関する法律	第10条 第1項	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可を行う。	0	17.3
	第10条 第2項	墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更又は墓地納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可を行う。	0	15.0
	第18条 第1項	火葬場への立入検査又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者からの報告の徴収を行う。	0	3.0
	第19条	墓地、納骨堂又は火葬場の施設の整備改善等の命令又は経営等の許可の取消しを行う。	0	10.0

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	墓地、埋葬等に関する法律 施行規則 墓地経営許可等に関する事 務取扱要領	墓地等の設置場所の基準等 許可申請等の取扱	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	<p>○昭和20年代からの台帳が膨大であり、かつ自治会等の管理のものは、台帳と現状(区域、管理者等)とが照合できないおそれがある。</p> <p>○複数の市町にまたがるケースについては、協議方法など、ルールが必要である。</p> <p>○埋葬許可のため管理者は市町に届けられており、また、市町営の斎場などを管理していることから、市だけでなく、町へも条例により移譲することが望ましい。</p> <p>◎法及び法施行規則においては、墓地の許可を行うための具体的基準が示されていないことから、各市においてこれを示す法律施行細則や事務取扱要領を定める必要がある。町が条例による移譲を受ける場合にはこの取り扱いについて別途協議を行う。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-4-2	社会福祉法(A型:法人定款認可等)パッケージ
-------	-------	------------------------

(1) 基本情報

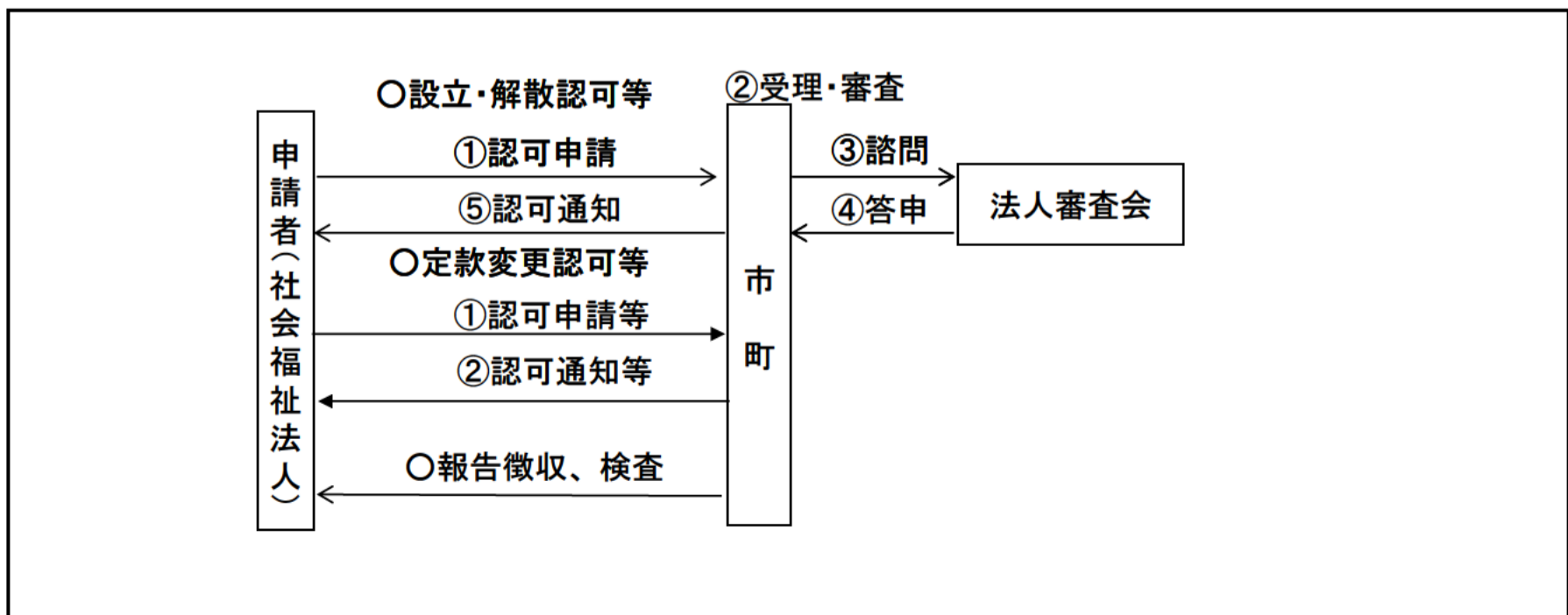
関係法令	社会福祉法	H25.4.1法定権限移譲
事務内容	(概要) 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等 (内容) 社会福祉法に基づき、社会福祉法人(地域福祉、高齢、障害、児童関係)にかかる定款変更の認可を行うとともに、社会福祉法人に対する法人の運営についての指導監査を行う。	
県担当課	県庁 健康福祉部 福祉監査課 連絡先 059-224-2258	地域機関 ー
法定移譲先	市	条例等による移譲 移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	特になし	
移譲の効果(メリット)	業務が県から市町に移譲されることにより、市町の福祉施策等を推進するにあたって、法人の許認可等直接市が指導できることで、スムーズで適切な施策の推進を図ることが可能となる	

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
社会福祉法	第32条	社会福祉法人の定款の認可	0	56.0
	第43条 第1項	社会福祉法人の定款変更の認可	50	20.0
	第56条 第2項	社会福祉法人に対する措置命令	0	60.0
	第56条 第3項	社会福祉法人に対する業務停止命令等	0	60.0
	第56条 第4項	社会福祉法人の解散命令	0	0.0
	第56条 第5項	指定職員への弁明の機会の付与	0	8.0
	第56条 第7項	聴取書及び報告書の受理	0	4.0

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	社会福祉法人の認可について	内容	社会福祉法人審査基準 社会福祉法人審査要領
関連する国補助金要綱名	セーフティーネット支援対策等事業費補助金交付要綱	内容	地域福祉増進事業(補助率1/2) ※社会福祉法人指導監督事業の実施に必要な経費(旅費)
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	三重県社会福祉法人等指導監査要綱及び指導監査実施要領	内容	監査計画・指導方針等
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由:	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:法人の認可や指導監査に関しては、国の示す審査基準及び審査要領等により行っており、受入研修を行う必要はない。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:上記に同じ)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○認可基準を統一するため、職員研修とともに情報共有が必要である。</p> <p>○法人の指導監査にあたって、監査方針や監査調書等について統一させることが必要である。</p> <p>○複数の市町にまたがって事業実施している法人の認可・監査にあたって、県と市町の間の手続きや情報共有のための調整を行う機関が必要である。</p> <p>○認可申請に至るまでの事前の相談業務が多い。</p> <p>○老人福祉法、児童福祉法、障害者総合支援法、生活保護法等担当課との調整が必要である。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-1	家庭用品品質表示法(A型:販売業者への指導)パッケージ
-------	-------	-----------------------------

(1)基本情報

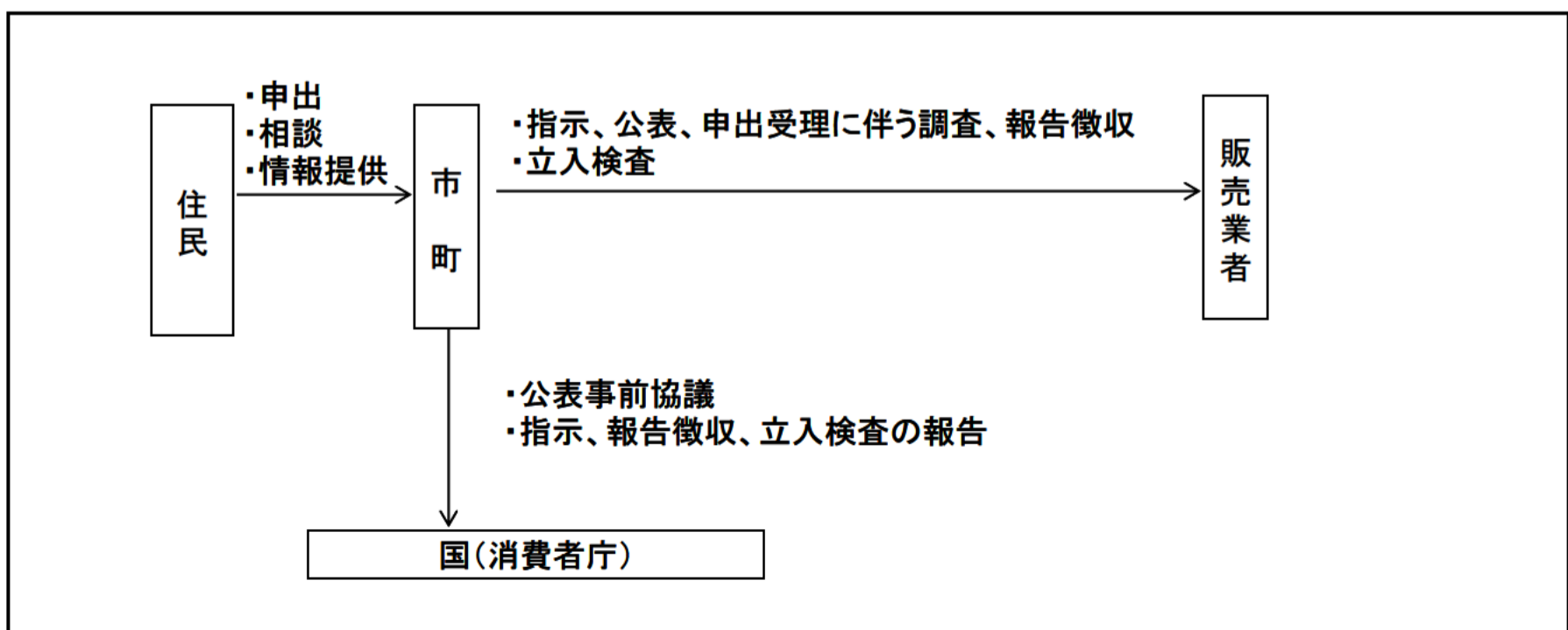
関係法令	家庭用品品質表示法		H24.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等				
	(内容) 家庭用品品質表示法に基づき、政令により指定される品質表示の必要な家庭用品(繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品、約90品目)について、品質に関して表示すべき事項やその表示方法が守られているか、家庭用品の販売業者に対する表示等の指示や、違反業者の公表、報告徴収や、立入検査及びそれらに関連する事務を行う。				
県担当課	県庁	環境生活部	くらし・交通安全課	地域機関	-
		連絡先	059-224-2400		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部) 未移譲		
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	住民にとっては、法で定められた表示が適正になされていない製品を見かけたときに、すぐ、身近な市町に申出(相談・情報提供)をすることが可能となる。 市町にとっては、権限を有することで、迅速・的確な対応ができ、住民の安心を確保することができる。				

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
家庭用品品質表示法	法第4条 第1項	家庭用品の品質に関する表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない業者(製造・販売・表示)に対して、表示等の指示を行う。(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに限る。)	0	
	法第4条 第3項	指示に従わない場合の業者(製造・販売・表示)の公表を行う。(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに限る。)	0	
	法第10条 第1項	一般消費者の利益が害されている旨の申出の受理を行う。	0	
	法第10条 第2項	申出に係る販売業者の調査、事情聴取を行う。(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに限る。)	0	
	法第19条 第2項	販売業者からの報告の徴収(販売業者の主たる事務所及び店舗が一の市内のみにあるものに限る。)、店舗等への立入検査を行う。	3	1

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	立入検査要領	内容:立入検査の実施にあたり、毎年作成。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他			

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-2	消費生活用製品安全法(A型:販売事業者等への指導)パッケージ
-------	-------	--------------------------------

(1)基本情報

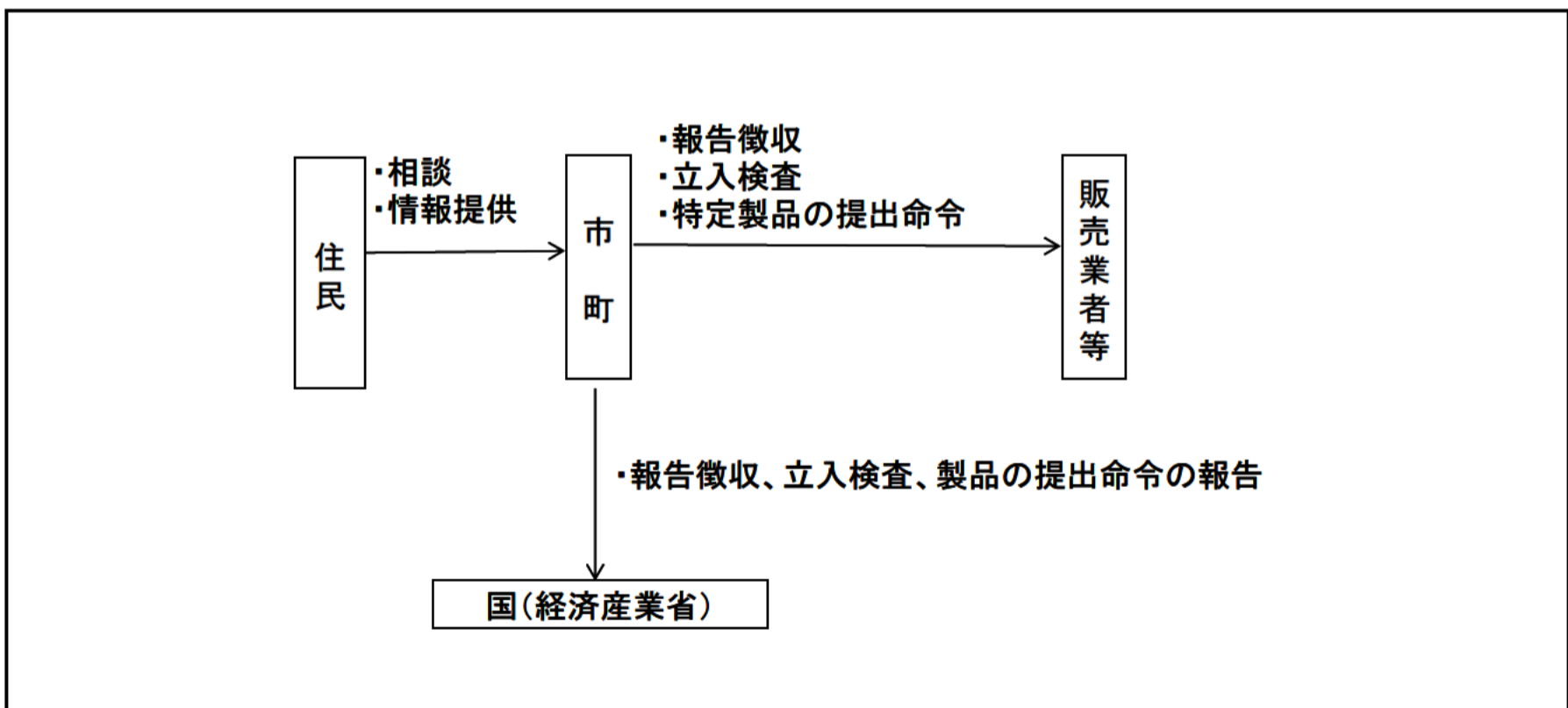
関係法令	消費生活用製品安全法		H24.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令				
	(内容) 消費生活用製品安全法に基づき、特定製品(石油ストーブ、乳幼児用ベッド、ライター等政令で定める約10品目)に表示が義務づけられている基準適合証(PSCマーク)の表示等について、特定製品の販売事業者等に対する報告徴収や、立入検査、特定製品の提出命令及びそれらに関連する事務を行う。				
県担当課	県庁	環境生活部	暮らし・交通安全課	地域機関	—
		連絡先	059-224-2400		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲	
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	住民にとっては、法で定められた表示(PSCマーク)が適正になされていない製品を見つけたときに、すぐ、身近な市町に相談(情報提供)することが可能となる。 市町にとっては、権限を有することで、迅速・的確な対応ができ、住民の安心を確保することができる。				

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
消費生活用製品安全法	第40条 第1項	特定製品の販売業者等からの報告徴収を行う。	0	
	第41条 第1項	特定製品の販売業者等への立入検査を行う。	6	1
	第42条 第1項	立入検査において、製品の所在の場所における検査等が困難な場合、所有者等に特定製品の提出命令を行う。	0	
	第42条 第3項	提出命令により事業者等に損失が生じた場合、この補償を行う。	0	

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	立入検査要領	内容: 立入検査の実施にあたり、毎年作成。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由: 事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他			

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-3	社会福祉法(A型:隣保事業の届出受理)パッケージ
-------	-------	--------------------------

(1)基本情報

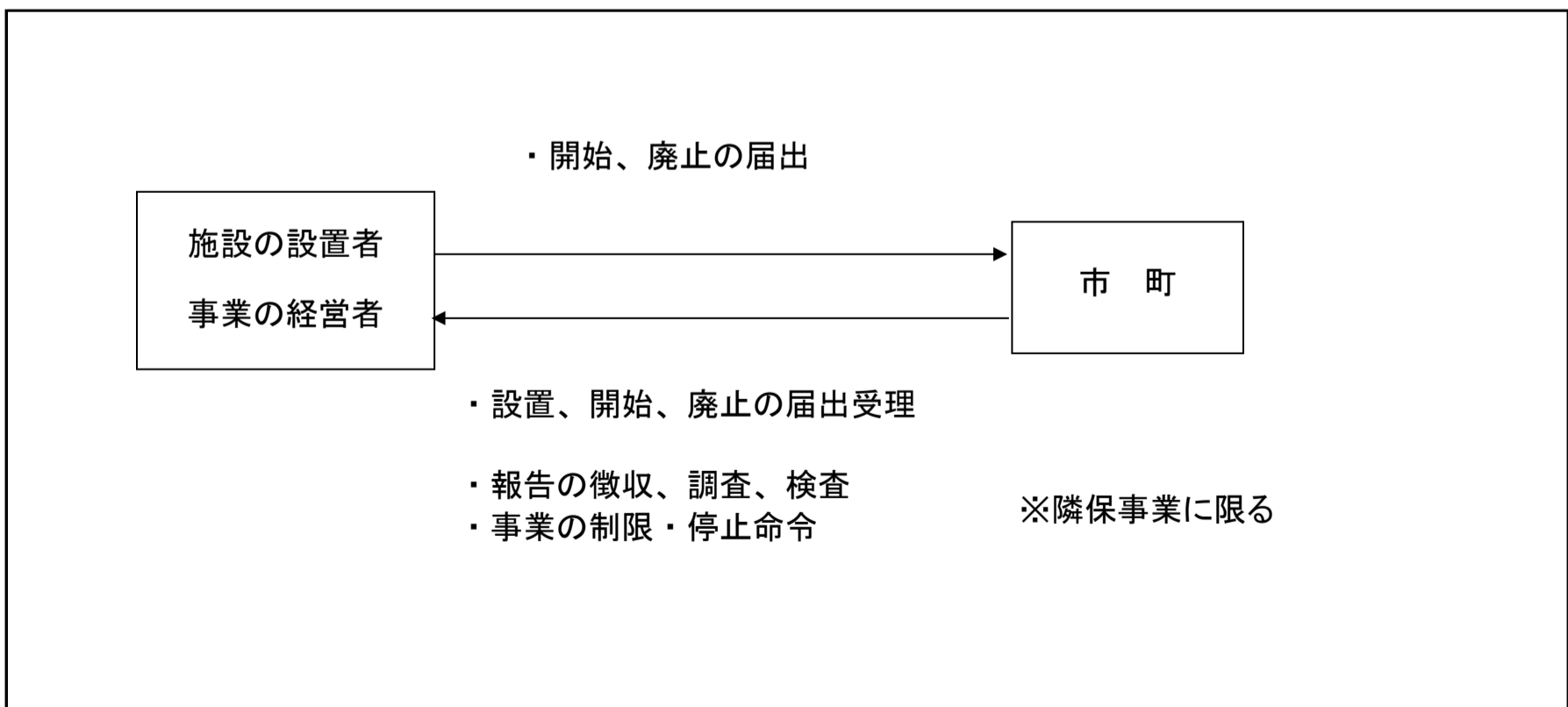
関係法令	社会福祉法（隣保事業）	H24.4.1法定権限移譲
事務内容	（概要）第二種社会福祉事業の届出受理等（隣保事業）	
	（内容）社会福祉法の規定に基づき、市町の区域内で第二種社会福祉事業（隣保事業に限る）を開始、変更・廃止等した者からの届出を受理するとともに、必要に応じて事業経営者からの報告や施設等の検査を行い、規定の違反や不当行為があった場合には、当事業の経営を制限したり、停止したりする。	
県担当課	県庁	環境生活部 人権課
	連絡先	059-224-2278
法定移譲先	市	条例等による移譲 移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	特になし	
移譲の効果(メリット)	社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業のうち、隣保事業に係る届出の受理等を市町で行うことにより、届出を行う者の利便性が向上するだけでなく、市町の隣保事業との連携等が図りやすくなる。	

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
社会福祉事業(隣保事業)	法第69条 第1項	第二種社会福祉事業の開始等をした者から、届出を受理する。(隣保事業に限る)	0	
	法第69条 第2項	届出事項の変更や事業の廃止があった場合、この旨の届出を受理する。(隣保事業に限る)	0	県における発生実績無し
	法第70条	社会福祉事業の経営者からの報告徴収、立入検査等を行う。(隣保事業に限る)	0	
	法第72条 第1項、第2項、第3項	社会福祉事業経営の制限、停止命令を行う。(隣保事業に限る)	0	

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	・これまで県において、隣保事業にかかる市町以外からの事業開始の届出実績はない。		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-4	水道法(A型:専用水道にかかる布設工事の設計確認等)パッケージ
-------	-------	---------------------------------

(1)基本情報

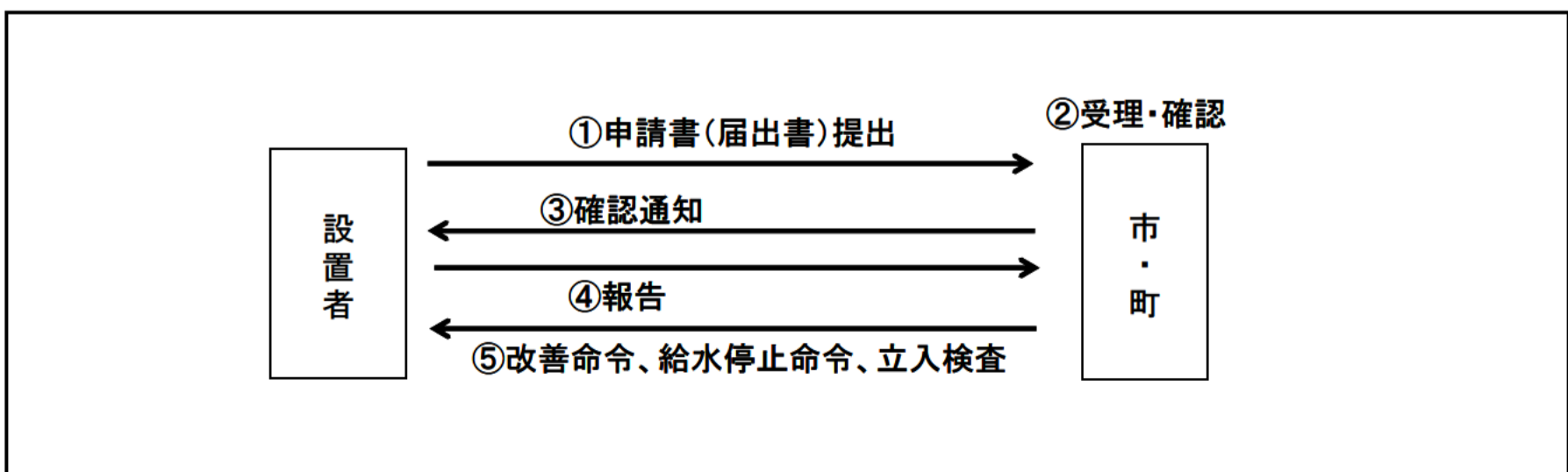
関係法令	水道法	H25.4.1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 専用水道にかかる布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務		
	(内容) 水道法に基づき、専用水道を設置しようとする者から布設工事の設計の事前確認を行うとともに、給水開始の届出以降は、管理の適正を確保するために、設置者から必要な報告の徴収や施設への立ち入り検査等を行い、必要に応じて施設の改善や技術管理者の変更等を指示し、これに従わない場合には給水の停止を命じる。		
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関 各地域防災総合事務所 環境室(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀) 各地域活性化局 環境室(南勢志摩、紀北、紀南)
		連絡先	
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	水道事業者である市町において、専用水道にかかる布設工事の設計確認や給水停止命令等の権限を受けることで、行政区域内の水道法に規定されている施設(水道用水供給施設を除く)に対する指導・管理を一元的に行うことが可能となる。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
水道法	第32条	専用水道の布設工事着手前に設計の確認を行う。	1	2.0
	第33条 第1項	布設工事確認申請書を受理する。	1	0.5
	第33条 第3項	布設工事確認申請書記載事項変更の届出を受理する。	2	0.5
	第33条 第5項	申請を受理した場合、設計が法令の規定に適合しているか確認し、結果を通知する。	1	4.0
	第34条 第1項	・給水開始前の届出を受理する。(法第13条第1項を準用) ・第三者委託の届出を受理する。(法第24条の3第2項を準用)	1	0.5
	第36条 第1項	必要な場合、専用水道の施設改善指示を行う。	0	2.5
	第36条 第2項	必要な場合、水道技術管理者の変更勧告を行う。	0	2.5
	第37条	改善の指示に従わない場合、利用者の利益を阻害すると認められるときには給水の停止を命じる。	0	5.0
第39条 第2項	専用水道の設置者に対して必要な報告を徴収し、施設等に立入検査を行う。	10	4.0	

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	水道事務取扱要領	内容：法令で定めるもの以外の必要な事項を定めたもの。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由：事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由：事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他	○市町において、法令で定めるもの以外の必要な事項を定めた細則等を制定する必要がある。		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-5	水道法(A型:簡易専用水道にかかる指導・命令)パッケージ
-------	-------	------------------------------

(1)基本情報

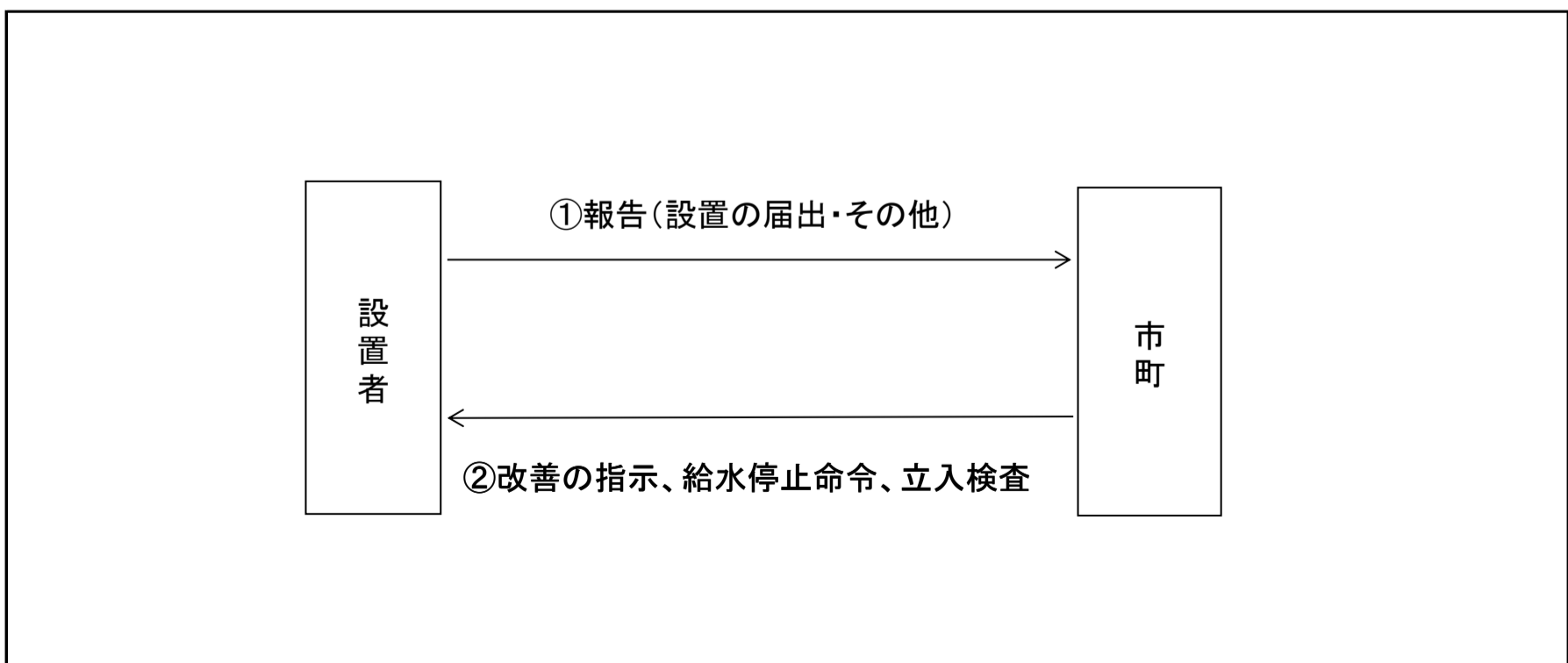
関係法令	水道法		H25.4.1法定権限移譲
事務内容	(概要) 簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査		
	(内容) 水道法に基づき、簡易専用水道の設置者に対し、管理の適正を確保するために必要な報告徴収や施設等への立ち入り検査を行い、管理が厚生労働省が定める基準に適合していない場合には、清掃等必要な措置を指示し、これに従わない場合には、必要に応じて給水の停止を命じる。		
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関 各地域防災総合事務所 環境室(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀) 各地域活性化局 環境室(南勢志摩、紀北、紀南)
		連絡先	
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	特になし		
移譲の効果(メリット)	水道事業者でもある市町においては、貯水槽水道(簡易専用水道を含む。)の設置者に対する指導、助言及び勧告等を供給規程に定めており、市町が簡易専用水道にかかる給水停止命令等の権限を受けることで、行政区域内の貯水槽水道設置者に対する指導・管理を一元的に行うことが可能となる。		

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
水道法	第36条 第3項	簡易専用水道の管理が基準に適合していないと認めるとき、清掃その他の必要な措置を採るよう指示する。	0	2.5
	第37条	改善の指示に従わない場合、利用者の利益を阻害すると認められるときには給水の停止を命じる。	0	5.0
	第39条 第3項	簡易専用水道の設置者に対して必要な報告を徴収し、施設等に立入検査を行う。	5	4.0

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項	内容: 簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項を定めたもの。	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	水道事務取扱要領	内容: 法令で定めるもの以外の必要な事項を定めたもの。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	簡易専用水道検査機関	理由: 法定検査を実施しているため。	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有(無) (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○市町において、法令で定めるもの以外の必要な事項を定めた細則等を制定する必要がある。(特に、施設の設置状況を把握するための設置者からの施設設置の届出等について、法第39条第3項の規定を根拠として、県では水道事務取扱要領において規定している。)</p> <p>○市町において、法定検査受験率向上への取組を実施していく必要がある。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-6	騒音規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ
-------	-------	-------------------------

(1) 基本情報

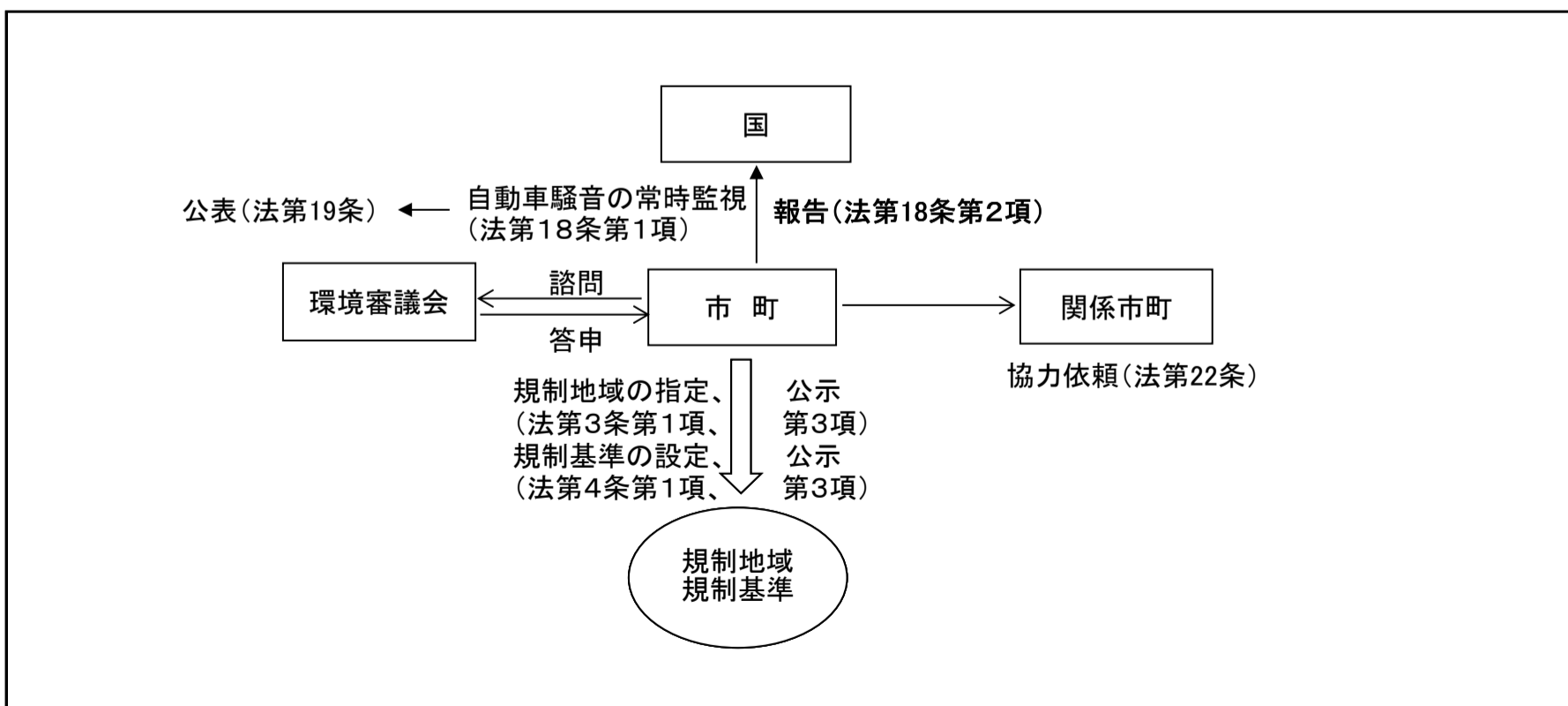
関係法令	騒音規制法		H24.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視				
	(内容) 騒音規制法に基づき、必要に応じて各市町における一定の区域について地域指定を行い、当該地域に適用する騒音にかかる規制基準を定め、この旨を公示する。また、自動車騒音の状況について、常時監視を行い、この旨を環境大臣に報告するとともに、公表する。				
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課		地域機関	-
		連絡先	059-224-2380		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部) 未移譲		
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務が県から市町に移譲されることにより、都市計画等地域計画と一体となった規制基準が市町の意志で設定できます。 ・地域で発生する騒音について、事業所や自動車の区別無く、当該地域を一体で監視することが可能となります。 				

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
騒音規制法	第3条 第1項	法に基づく規制基準(1~4種)が適用される地域を指定する。	0	160
	第3条 第3項	地域の指定に係る公示を行う。		
	第4条 第1項	法の定める範囲で1~4種の地域に適用する規制基準を定める。		
	第4条 第3項	規制基準に係る公示を行う。		
	第18条 第1項	自動車騒音の状況の常時監視を行う。	3	3.2
	第18条 第2項	常時監視結果について、環境大臣への報告を行う。		
	第19条 第2項	常時監視結果の公表を行う。		
第22条	関係行政機関の協力を求める。	0	4	

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	面的評価のためのシステム	理由:常時監視では面的評価が必要	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 (無) (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 (無) (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○自動車騒音については面的評価を行うためのシステムの導入とGISデータの随時更新が必要である。</p> <p>○自動車騒音にかかる面的評価では、市町間での評価で、関係市町が連携して実施する等の対応が必要である。</p> <p>○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-7	悪臭防止法(A型:規制地域の指定等)パッケージ
-------	-------	-------------------------

(1) 基本情報

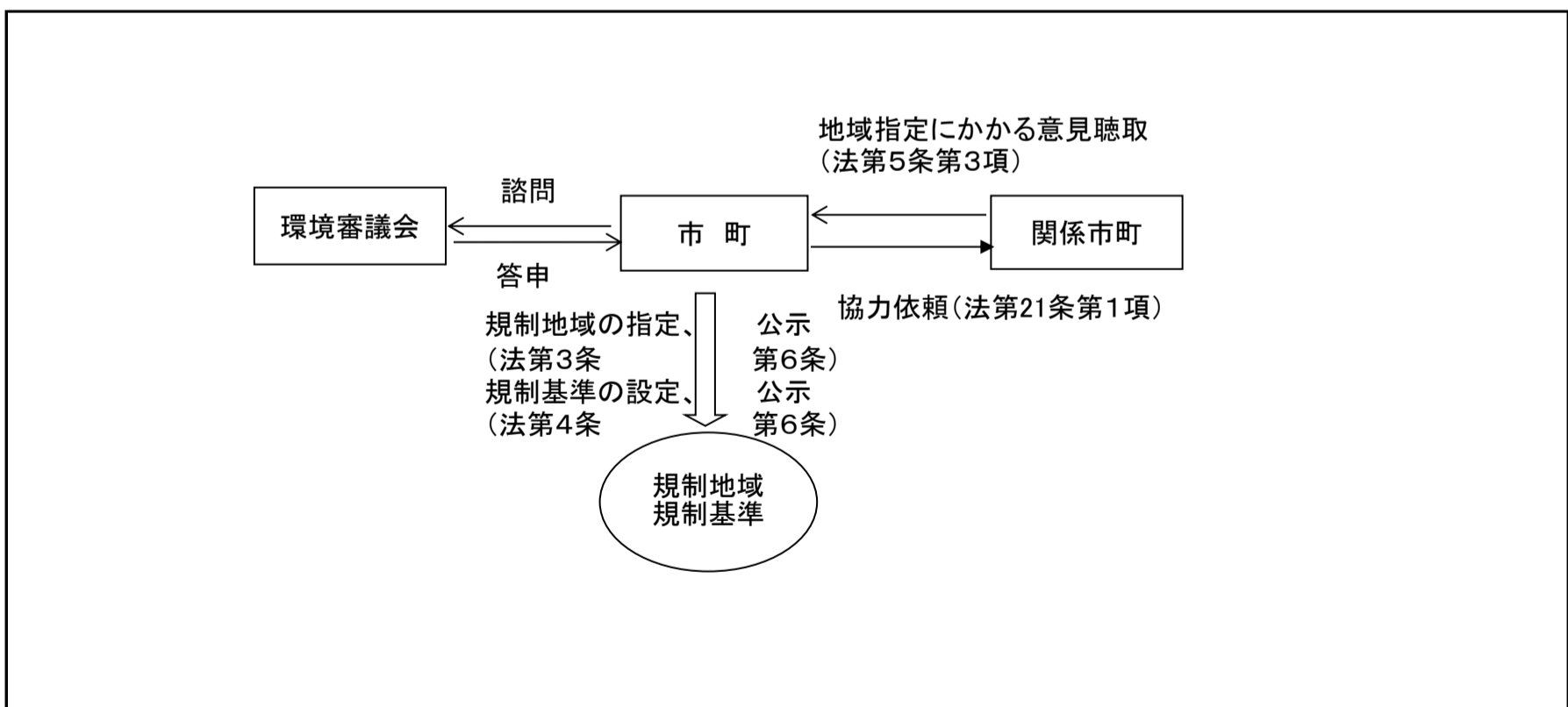
関係法令	悪臭防止法		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定			
	(内容) 悪臭防止法に基づき、必要に応じて各市町における一定の区域について地域指定を行い、当該地域に適用する悪臭にかかる規制基準を定め、この旨を公示する。			
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	-
		連絡先		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	・業務が県から市町に移譲されることにより、都市計画等地域計画と一体となった規制基準が市町の意志で設定できます。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
悪臭防止法	第3条	法に基づく規制地域を指定する。	0	160
	第4条	地域に適用する特定悪臭物質(又は臭気指数)の規制基準を定める。		
	第5条 第3項	周辺地域市町の意見を聴取する。		
	第6条	規制地域の指定等の公示を行う。		
	第21条 第1項	関係行政機関の協力を求める。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>○市町境を越える悪臭に対する規制について、関係市町が連携して実施する等の対応が必要である。</p> <p>○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-8	振動規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ
-------	-------	-------------------------

(1) 基本情報

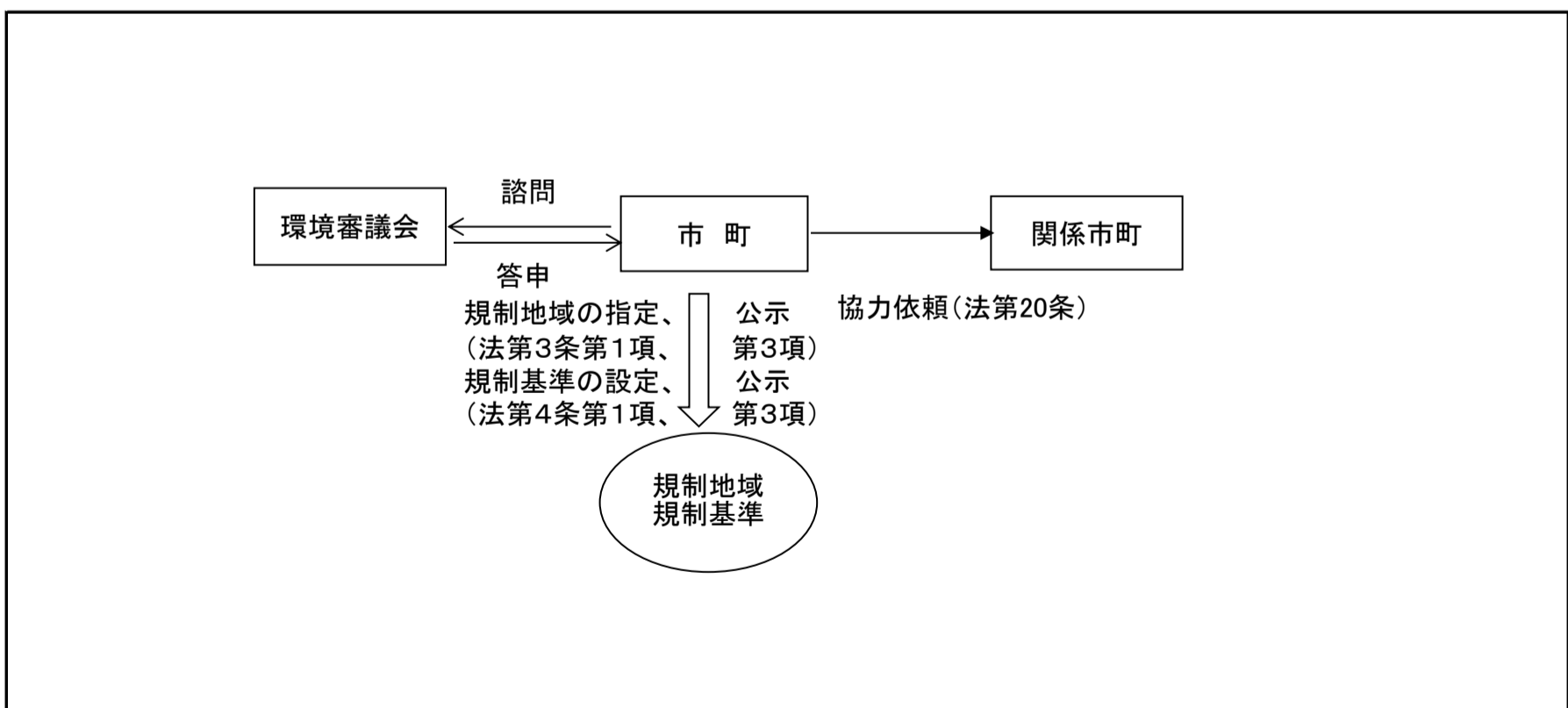
関係法令	振動規制法		H24.4.1法定権限移譲	
事務内容	(概要) 振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定			
	(内容) 振動規制法に基づき、必要に応じて各市町における一定の区域について地域指定を行い、当該地域に適用する振動にかかる規制基準を定め、この旨を公示する。			
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	-
		連絡先		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	・業務が県から市町に移譲されることにより、都市計画等地域計画と一体となった規制基準が市町の意志で設定できます。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
振動規正法	第3条 第1項	法に基づく規制基準(1~2種)が適用される地域を指定する。	0	160
	第3条 第3項	地域の指定に係る公示を行う。		
	第4条 第1項	法の定める範囲で1~2種の地域に適用する規制基準を定める。		
	第4条 第3項	規制基準に係る公示を行う。		
	第20条	関係行政機関の協力を求める。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-5-9	環境基本法(A型:環境基準の類型指定)パッケージ
-------	-------	--------------------------

(1)基本情報

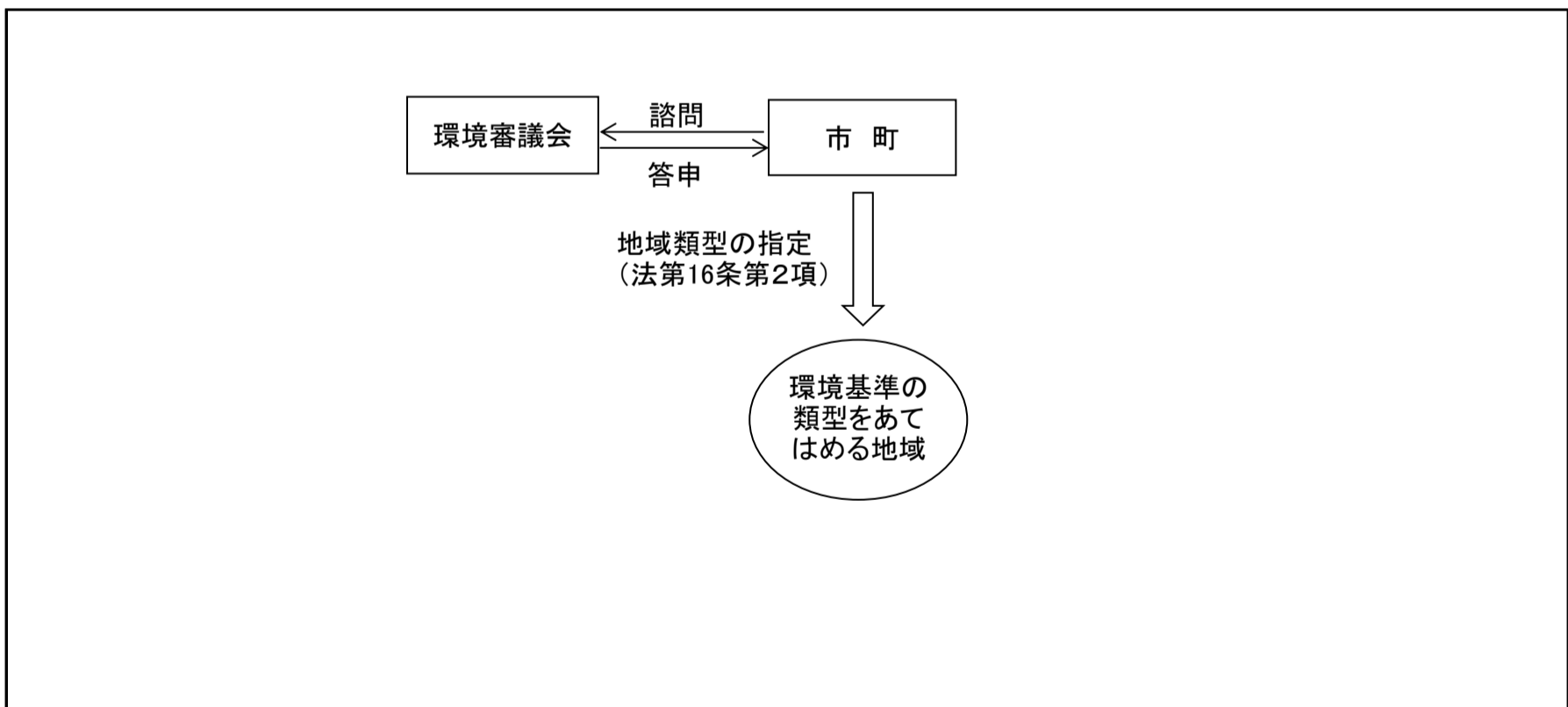
関係法令	環境基本法		H24.4.1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く)				
	(内容) 国が定めている騒音にかかる類型別の環境基準について、当該類型をあてはめる地域の指定を行う。(指定については、この内容を告示する。但し、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く)				
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関	-	
		連絡先 059-224-2380			
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲	特例市法定移譲
移譲の条件	特になし				
移譲の効果(メリット)	・業務が県から市町に移譲されることにより、市町が、都市計画の地域計画等と関連づけて環境基準の地域類型を自ら指定することで、より市町の意志が反映された騒音規制を行うことが可能となります。				

(2)パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
環境基本法	第16条 第2項	騒音に係る環境基準の地域類型の指定	0	200

※既移譲市町分を除く

(3)事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 [○] 無 (理由:審議会に諮問が一般的。)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○運用上専門家の助言が有効なことから、各移譲市町で審議会を設置する必要がある。(委員の確保に注力が必要)		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-8-1	工場立地法(A型:特定工場新設等の届出受理等)パッケージ
-------	-------	------------------------------

(1) 基本情報

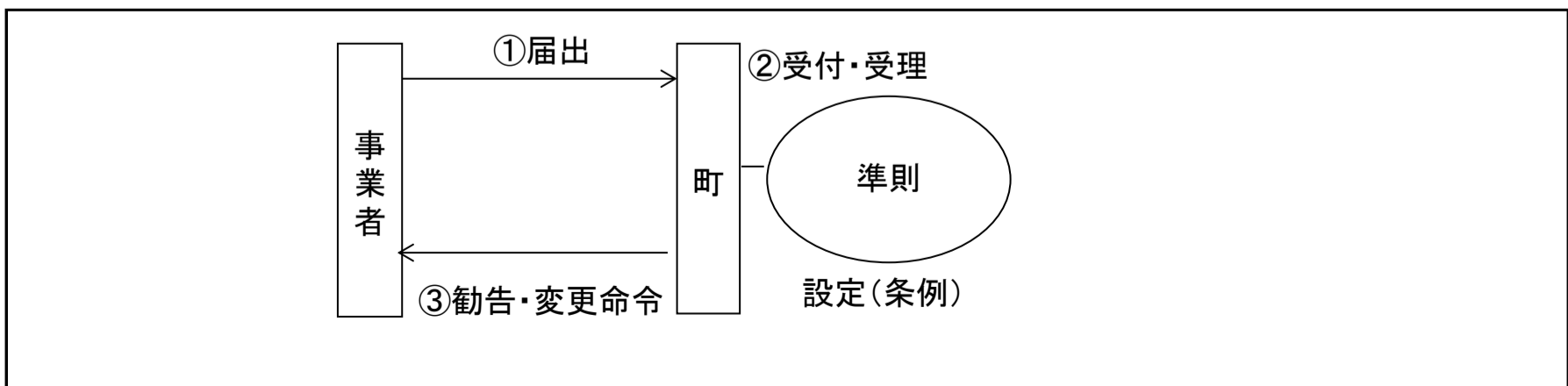
関係法令	工場立地法	H24.4.1法定権限移譲
事務内容	<p>(概要) 緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設等の届出受理、変更命令等</p> <p>(内容) 工場立地法に基づき、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給に係る工場又は事業所の新設等の届出を受理し、法律又は条例により定めた緑地面積率・環境施設面積率等の準則への適合を審査し、必要に応じて是正や命令を行う。</p>	
県担当課	県庁 雇用経済部 企業誘致推進課 連絡先 059-224-2024	地域機関 ー
法定移譲先	市	条例等による移譲 移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	特になし	
移譲の効果(メリット)	この法は、工場と周辺地域の生活環境との調和を保つために工場の新設・変更の際に届出を義務付けたものであり、周辺地域の事情も斟酌した行政指導が可能となり、さらに、地域の大規模工場の動向の把握により、町との緑化協定、環境保全協定等の取組や、産業振興、企業誘致との二次的な相乗効果が期待される。また、窓口が工場に近い町で対応することで事業者の利便性が高まる。	

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
工場立地法	第4条の2 第2項	条例により緑地面積率、環境施設面積率に係る都道府県準則を定める。	0	
	第6条 第1項	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給に係る工場又は事業所(以下「特定工場」という。)の新設の届出に関して審査を行う。	14	11.0
	第7条 第1項	政令の改廃により法第6条の適用を受ける工場の届出に関して審査を行う。		
	第8条 第1項	法第6条、法第7条の規定による届出をした工場の変更の届出に関して審査を行う。		
	第9条 第1項及び第2項	特定工場の新設等により、特定工場周辺の環境等が著しく悪化するおそれがある等の場合に、是正に係る勧告を行う。		
	第10条 第1項	法第9条の勧告に従わない者に対する変更命令を行う。		
	第11条 第2項	新設、変更の届出にかかる実施制限期間の短縮の審査を行う。		
	第12条	氏名等の変更の届出の受理を行う。		
	第13条 第3項	特定工場の譲り受け、合併、分割等による地位承継の届出の受理を行う。		

※既移譲市分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	工場立地法運用例規集	内容 法施行にかかる運用基準	
関連する国補助金要綱名	なし	内容 —	
関連する県補助金要綱名	なし	内容 —	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容 —	
必要な専門資格名	なし	内容 —	
必要な施設・設備・備品	なし	内容 —	
関係機関・団体	財団法人日本緑化センター	理由:工場緑化表彰	
市町職員受入研修の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	—
県職員派遣の必要性	有(無) (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	—
事務処理上の課題・その他	<p>○条文には明記されていない運用による事務処理(廃止、団地特例、集合地特例、一体計算等の認定)がある。事前の相談の業務量が比較的多く、現在特定工場がなくても事務量が発生しうる。</p> <p>○三重県では緑地面積率を一部緩和する都道府県準則を条例で制定しているが、当準則の扱いについては、別途協議する。</p> <p>○複数の市町にまたがる工場の場合、敷地面積が最大となる行政区域の基準が適用され、届出先は、その自治体となる。</p> <p>○企業立地促進法第10条第1項の規定に基づく市町村準則の適用区域にあっては、当該市町が届出先になる。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-9-1	土地区画整理(A型:建築行為の許可等)パッケージ
-------	-------	--------------------------

(1) 基本情報

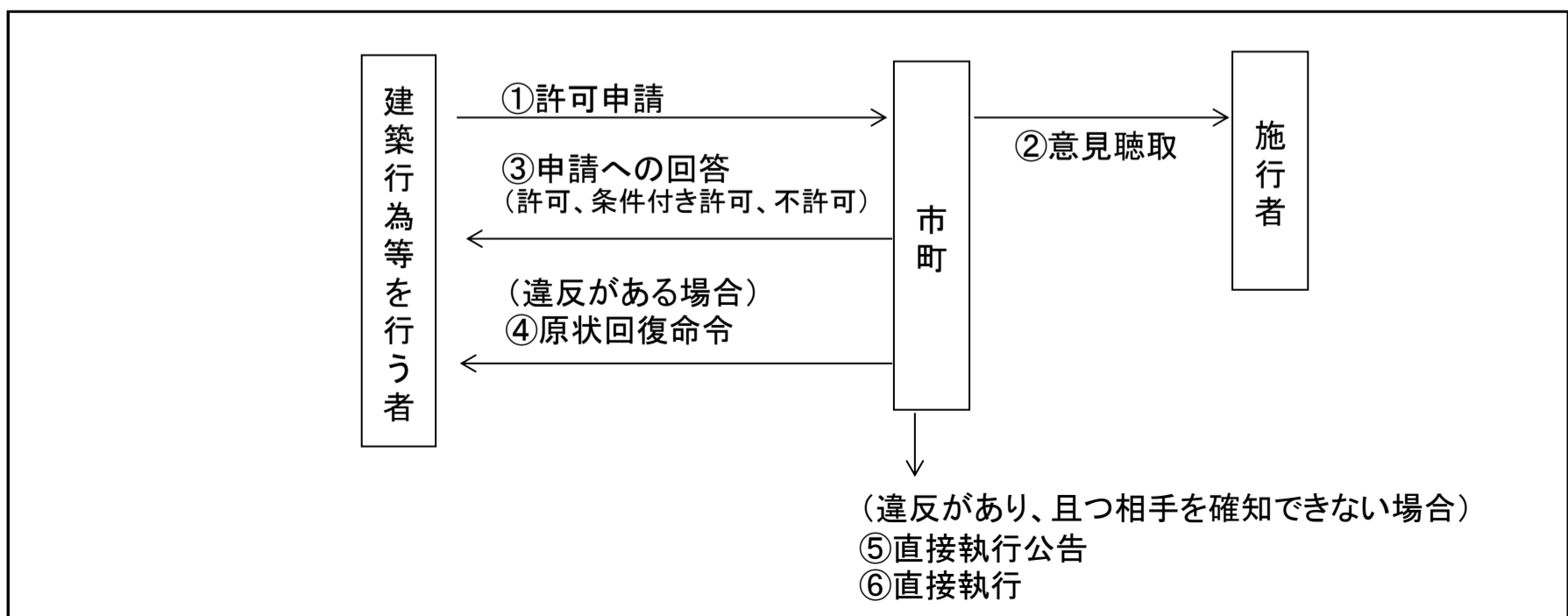
関係法令	土地区画整理法	H24.4.1法定権限移譲
事務内容	(概要) 土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	
	(内容) 土地区画整理法に基づき、土地区画整理事業施行地区内において、土地の形質の変更や建築物の建築等を行おうとする者に対して、これらの行為に許可を行うとともに、必要に応じて違反行為等に対する原状回復命令や、代執行措置を講じる。	
県担当課	県庁 県土整備部 都市政策課 連絡先 059-224-2751	地域機関 —
法定移譲先	市	条例等による移譲 移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	土地区画整理事業の施行がない場合には事務は発生しない	
移譲の効果(メリット)	住民に身近な市町において許可等の事務を行うことにより、事務処理の迅速化が図られるとともに、違反等に対してよりきめ細かな対応が可能となる。	

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
土地区画整理法	第76条 第1項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等を行おうとする者に対し、許可を行う。	0	2.7
	第76条 第2項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等の許可するにあたり、施行者から意見聴取を行う。		
	第76条 第3項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等の許可するにあたり、条件を付す。		
	第76条 第4項	土地区画整理事業施行地区内の土地の形質の変更等は無許可もしくは付された条件に反して行った者に対して、原状回復又は建築物等移転若しくは除却を命じる。	0	30.0
	第76条 第5項	土地区画整理事業施行地区内において土地の形質の変更等にかかる違反があり原状回復等を命じようとする場合で、命令の相手方を確知できないとき、公告の後に、その原状回復措置を行う。	0	—

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	土地区画整理必携 国土交通省 都市・地域整備局 市街地整備課 監修	内容 法、補助金制度に係るすべて	
関連する国補助金要綱名			
関連する県補助金要綱名	県土整備部関係補助金交付要綱	内容 土地区画整理事業補助金	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由:事前研修等 対応可能)	必要な職種、期間 等	
事務処理上の課題・その他			

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-9-2	都市計画法(A型:都市計画施設等の区域内の建築等の許可)パッケージ
-------	-------	-----------------------------------

(1) 基本情報

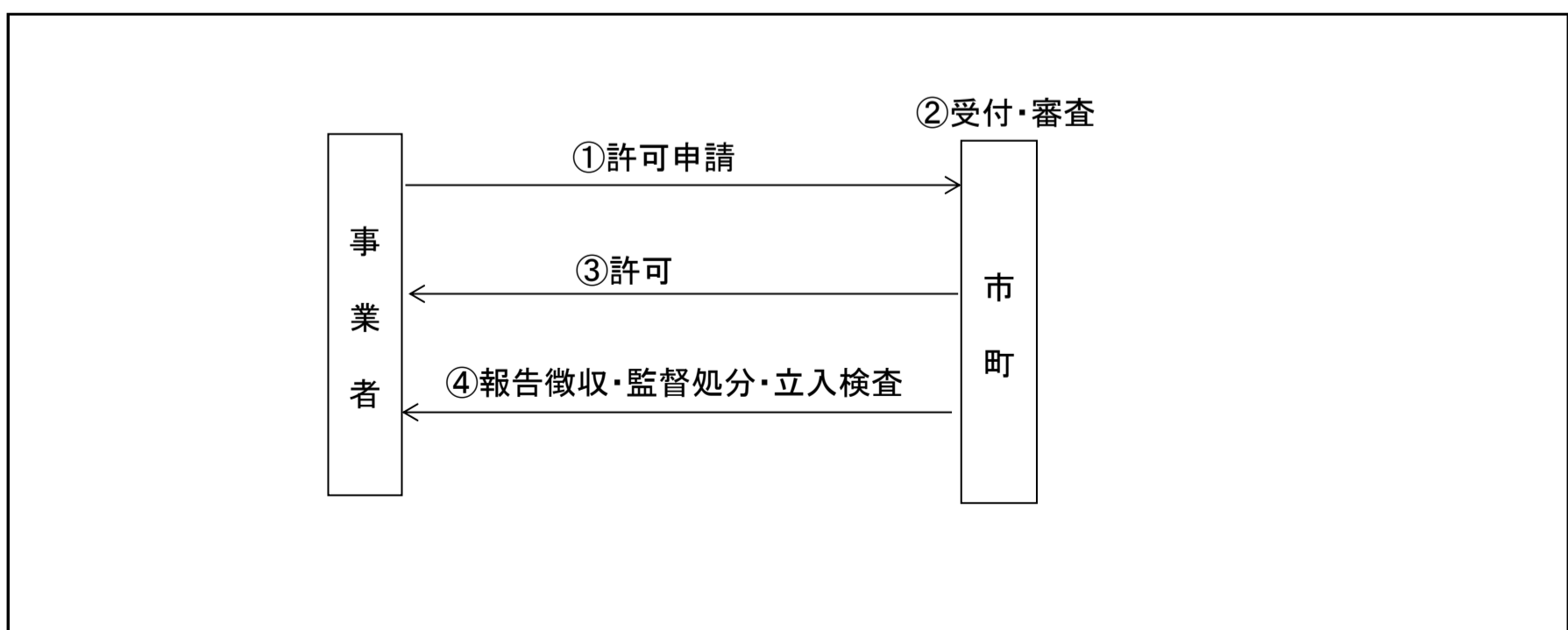
関係法令	都市計画法	H24. 4. 1法定権限移譲		
事務内容	(概要) 都市計画施設区域及び市街地と開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等			
	(内容) 都市計画法に基づき、都市計画施設又は市街地開発事業の区域内や都市計画事業地内において、建築物の建築を行おうとする者に対して許可を行う。また、違反して建築等を行った者に対し、必要に応じて許可の取消や、是正措置等を命じる。			
県担当課	県庁	県土整備部 都市政策課	地域機関	各建設事務所 建築開発(総務・管理)室
		連絡先 059-224-2718		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	住民に身近な市町において許可等の事務を行うことにより、事務処理の迅速化が図られ、また市町の自主性・自立性と地域住民のニーズをより反映したまちづくりが期待できる。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
都市計画法	第53条第1項	都市計画施設又は市街地開発事業の区域内において、建築物の建築等を行おうとする者に対して、建築の許可を行う。	0	3.0
	第65条第1項	都市計画事業地内において、事業施行の障害となるおそれがある建築等を行おうとする者に対して、建築等の許可を行う。	0	8.0
	第80条	報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言を行う。	0	68.0
	第81条	許可等の取消し等又は工事停止命令若しくは是正措置等の命令を行う。		
	第82条	法第81条の規定による権限を行うための立入検査を行う。		

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	名称: 都市計画施設等の区域内における建築の規制に関する事務処理要領	内容: 法第53条第1項の規定に基づく許可に関する事務について、必要な事項を定めている。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	名称: 三重県、指定確認検査機関	理由: 都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築確認申請書を三重県または指定確認検査機関が審査する場合、法第53条第1項が関係法令であるため。	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (無) (理由: 事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	特になし		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-9-3	公有地の拡大の推進に関する法律(A型:土地の譲渡等)パッケージ
-------	-------	---------------------------------

(1) 基本情報

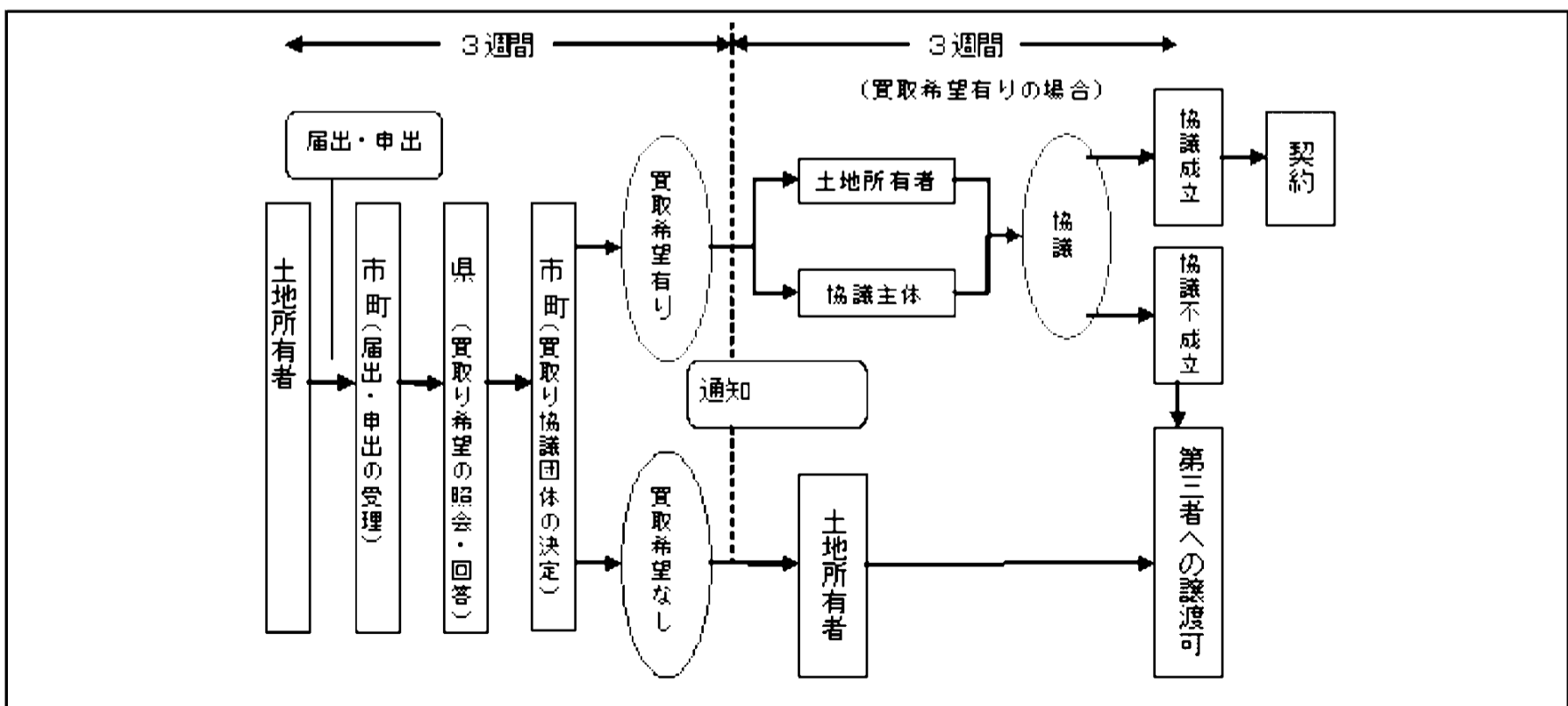
関係法令	公有地の拡大の推進に関する法律	H24. 4. 1法定権限移譲
事務内容	(概要) 土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの申出受理、協議を行う団体の決定等 (内容) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市計画施設の区域内等で一定規模以上の土地を譲渡する場合の届出や土地の買取り希望の申出を受理する。受理後、地方公共団体等に当該土地の買取りの希望の有無を照会し、土地買取りの協議を行う地方公共団体等を決定し、その旨を関係者に通知する。また土地買取りを希望する地方公共団体がない場合は、その旨通知する。	
県担当課	県庁 県土整備部 公共用地課 連絡先 059-224-2661	地域機関 ー
法定移譲先	市	条例等による移譲 移譲済み(全部・一部) 未移譲
移譲の条件	特になし	
移譲の効果(メリット)	土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定を、市町の判断で行うことができ、事務の迅速化を図ることができる。	

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
公有地の拡大の推進に関する法律	第4条 第1項	都市計画施設の区域内等の土地を有償譲渡しようとする土地所有者からの届出の受理を行う。	5	1.5
	第5条 第1項	地方公共団体等による土地の買取りを希望する土地所有者からの申出の受理を行う。	7	
	第6条 第1項	土地の買取りの協議を行う地方公共団体等を定め、その旨を通知する。	8	
	第6条 第3項	土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨を通知する。	4	

※既移譲市町分を除く

(3) 事務処理手順



(4)関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る三重県事務処理要領 ・三重県における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第四条ただし書の規定による区域及び規模を定める規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の要領を定めている ・申出にかかる面積について法では200㎡以上となっているが、三重県では政令に基づいて規則を定め、100㎡以上としている。 	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> (理由:事前研修等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<p>・三重県では、申出にかかる面積について規則を制定し、100㎡以上として運用している。このため、権限移譲後も現在と同様の面積基準とするためには、移譲先において、申出にかかる面積を100㎡以上とする規則を制定する必要がある。</p>		

包括的権限移譲パッケージ

A 法定権限移譲事務

番号・名称	A-9-4	マンションの建替え等の円滑化に関する法律(A型:建替事業の認可等)パッケージ
-------	-------	--

(1) 基本情報

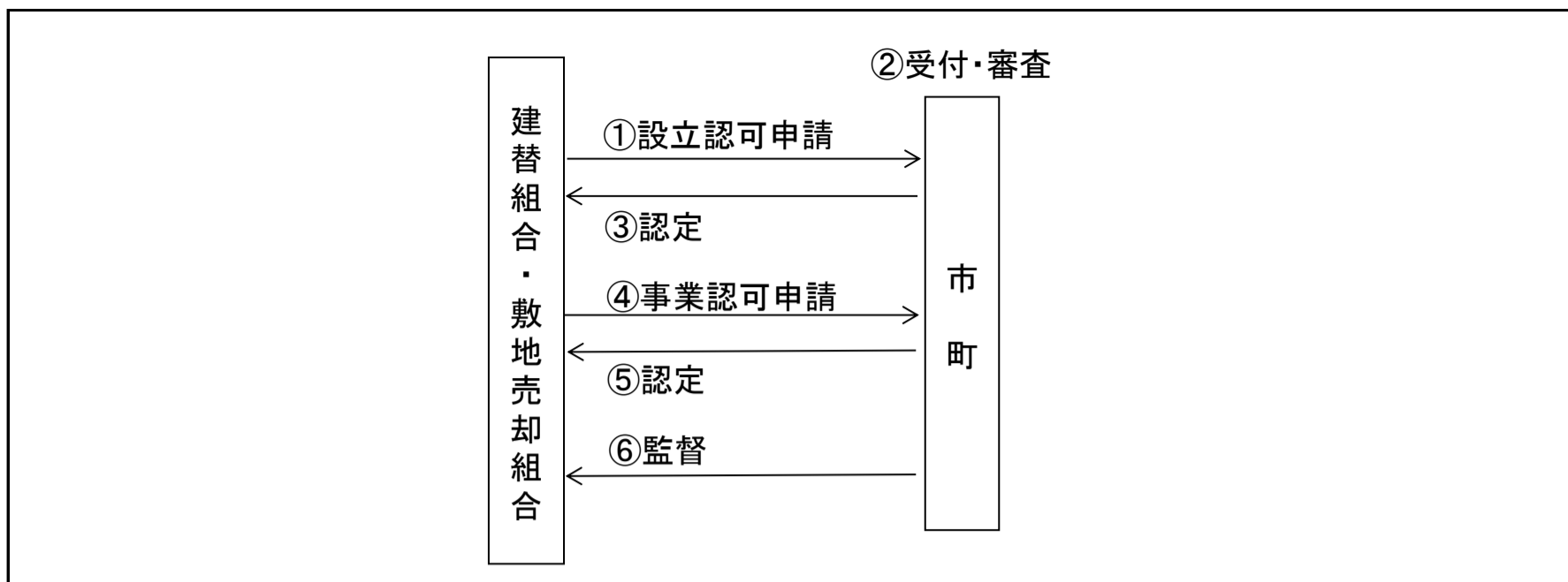
関係法令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律		H24. 4. 1法定権限移譲	
事務内容	(概要) マンション建替組合及びマンション敷地売却組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等			
	(内容) マンションの建替え等の円滑化等に関する法律に基づき、マンションの所有者による建替組合及びマンション敷地売却組合の設立認可を行う。また個人で建替事業を行う者については、事業の認可を行う。さらに、建替組合等を監督し、必要な場合には、建替組合等への調査等を行い、措置命令、認可の取り消し等を行う。			
県担当課	県庁	県土整備部 住宅課	地域機関	-
		連絡先 059-224-2720		
法定移譲先	市	条例等による移譲	移譲済み(全部・一部)	未移譲
移譲の条件	特になし			
移譲の効果(メリット)	住民に身近な市町において認可等の事務を行うことにより、住民の利便性が向上するとともに、事務処理の迅速化が図られ、組合等への監督もきめ細かな対応が可能となる。			

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
マンションの建替えの円滑化等に関する法律	第9条 第1項	マンションの建て替えに合意した者からの申請に対し、マンション建替組合設立の認可を行う。	0	5.0
	第11条	事業計画の縦覧を行う。	0	3.0
	第14条 第1項	認可の公告を行う。	0	3.0
	第25条 第2項	理事長の氏名及び住所の公告を行う。	0	3.0
	第34条 第1項	マンション建替組合の定款又は事業計画変更の認可を行う。	0	5.0
	第38条 第4項	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合(※)の解散の認可を行う。 ※マンション敷地売却組合については、第138条からの準用	0	5.0
	第38条 第6項	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合(※)の認可取消しの公告を行う。 ※マンション敷地売却組合については、第138条からの準用	0	5.0
	第42条	マンション建替組合及びマンション敷地売却組合(※)の決算報告書の承認 ※マンション敷地売却組合については、第138条からの準用	0	3.0
	第45条 第1項	個人でマンション建替事業を施行しようとする者の申請に対し、事業の認可を行う。	0	10.0
	第49条 第1項	施行の認可の公告を行う。	0	3.0
	第50条 第1項	個人施行者の規準若しくは規約又は事業計画変更の認可を行う。	0	5.0
	第51条 第3項	規約の認可を行う。	0	5.0
	第54条 第1項	個人施行者のマンション建替事業のマンション建替事業の廃止及び終了の認可を行う。	0	5.0
	第57条 第1項	施行者が定めた権利変換計画の認可を行う。	0	3.0
第94条 第1項	施行者による管理規約設定の認可を行う。	0	5.0	
第97条 第2項	施行の促進を図るため必要な措置の命令を行う。	0	5.0	

第98条	マンション建替組合に対する監督(必要がある場合の事業・会計状況の検査、措置命令、設立認可の取消、組合員の投票等)を行う。	0	10.0
第99条	個人施行者に対する監督(違反の事実がある場合の措置命令、事業認可の取消等)を行う。	0	10.0
第104条	要除却認定マンションの区分所有者に対して、必要な指導及び助言等を行う。	0	10.0
第110条	決議要除却認定マンションの買取計画の認定を行う。	0	10.0
第114条	認定買受人に対する認定買受計画にかかる買受等の状況の報告徴収等を行う。	0	10.0
第115条	決議要除却マンションに居住していた区分所有者及び賃借人の居住の安定確保を図るため必	0	10.0
第121条	マンション敷地売却組合の設立の認可を行う。	0	10.0
第123条	マンション敷地売却組合の設立の認可の公告を行う。	0	10.0
第134条	マンション敷地売却組合の定款又は資金計画変更の認可を行う。	0	10.0
第144条	分配金取得計画の認可を行う。	0	10.0
第145条	分配金取得計画変更の認可を行う。	0	10.0
第161条	マンション敷地売却組合に対する監督(必要がある場合の事業・会計状況の検査、措置命令、設	0	10.0

(3) 事務処理手順



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	マンションの建替え等の円滑化等に関する法律の施行について	内容 マンションの建替え等の円滑化等に関する法律の運用について定めたもの	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	なし	内容	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (理由: 専門的知識不要)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (理由: 専門的知識不要)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・同法はH14年に施行、H26年に改正(法律名の変更、敷地売却事業及びこれを行う組合を設立できることとする規定の追加等)。マンションの老朽度や区分所有者の改善ニーズとその可能性を踏まえ、管理組合において十分議論し、法定手続きに基づき建替え決議を得て権利変換等を経ながら分譲マンションの建替えを行うもの。 ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律の改正(H23.8.30)に伴い、H24.4.1付けで全市に権限委譲。 ・現時点で県内では法定での建て替え実績がないが、今後発生する可能性はあり、地域における分譲マンションの建替え気運の動向等に注視が必要。 ・各市及び移譲を受ける町の市街地再開発等の担当者は、適宜研修等に参加し、マンション管理・建て替え等に関する知識を習得していくことが望ましい。 		

包括的権限移譲パッケージ

B 法定権限移譲関連事務

番号・名称	B-5-1	三重県小規模水道条例(B型:小規模水道にかかる布設工事の設計確認等)パッケージ
-------	-------	---

(1) 基本情報

関係法令	三重県小規模水道条例		
事務内容	(概要) 小規模水道にかかる布設工事の設計確認、報告徴収、立入検査等の事務		
	(内容) 小規模水道の布設及び管理の適正を確保するための事務であり、布設工事の設計の事前確認、設置者から必要な報告の徴収、施設への立入検査等を実施する。		
県担当課	県庁	環境生活部 大気・水環境課	地域機関 各地域防災総合事務所 環境室(桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀) 各地域活性化局 環境室(南勢志摩、紀北、紀南)
		連絡先	
法定移譲先	—	条例等による移譲	移譲済み(全部(一部)) 未移譲 特例市法定移譲
移譲の条件	第2次一括法に基づく水道法にかかる事務(専用水道及び簡易専用水道に関する事務)を法定又は条例による権限移譲を受けていること		
移譲の効果(メリット)	専用水道・簡易専用水道にかかる事務と併せて権限移譲を受けることにより、行政区域内の水道(水道事業、専用水道、簡易専用水道、小規模水道)の一元的な管理・指導を行うことが可能となる。		

(2) パッケージの構成事務について

法律名	条項	内容	H26県内年間件数(件)	1件あたりの処理時間(h)
三重県小規模水道条例	第5条	布設工事確認申請受理(協議)	0	2.0
	第6条 2項	布設工事確認(確認通知)	0	4.0
	第7条	休止、廃止届の受理	0	0.5
	第8条 1項	給水開始届の受理	0	0.5
	第9条 2項	水道管理者設置、変更報告受理	0	0.5
	第14条	設置者に対する改善命令	0	2.5
	第15条	給水停止命令	0	5.0
	第16条	報告徴収、立入検査	1	4.0
三重県小規模水道条例施行規則	第4条	布設工事確認申請書の記載事項変更届の受理	0	0.5

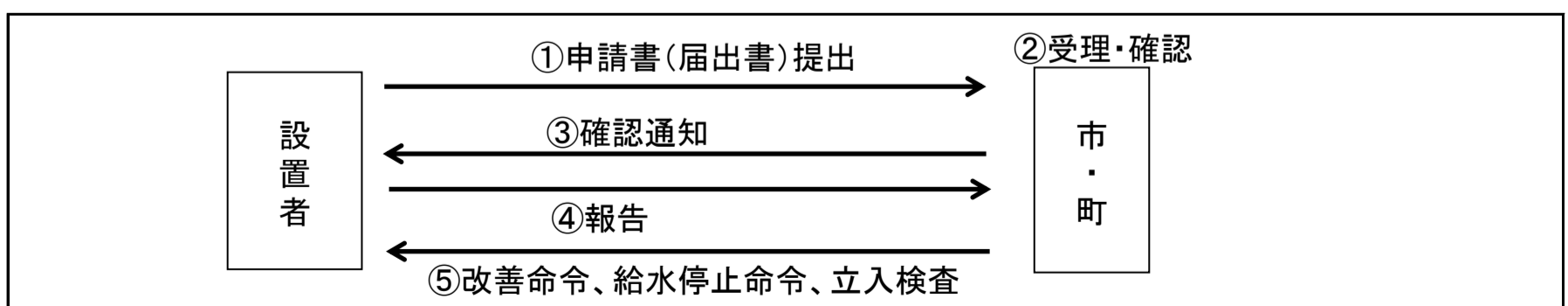
※既移譲市町分を除く

(参考) 法定権限移譲事務の概要

平成25年4月1日法定権限移譲(市)

法律名	条項	内容
水道法	第32条、第33条第1項・第3項・第5項、第34条第1項(第13条第1項、第24条3第2項 準用)、第36条第1項・第2項、第37条、第39条第2項	専用水道に関する事務
	第36条第3項、第37条、第39条第3項	簡易専用水道に関する事務

(3) 事務処理手順(法定移譲事務については網掛け)



(4) 関連情報・課題等

関連する国の通知名	なし	内容	
関連する国補助金要綱名	なし	内容	
関連する県補助金要綱名	なし	内容	
現在策定の県要綱・要領等	水道事務取扱要領	内容: 条例で定めるもの以外の必要な事項を定めたもの。	
必要な専門資格名	なし	内容	
必要な施設・設備・備品	なし	理由	
関係機関・団体	なし	理由	
市町職員受入研修の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由: 説明会等に対応可能)	必要な職種、期間等	
県職員派遣の必要性	有 <input checked="" type="radio"/> 無 (理由: 説明会等に対応可能)	必要な職種、期間等	
事務処理上の課題・その他	○市町において、条例で定めるもの以外の必要な事項を定めた細則等を制定する必要がある。		